

第九十四回国
参議院運輸委員会會議録第十一号

昭和五十六年五月二十八日(木曜日)
午後一時五十九分開会

委員の異動

五月十五日
辞任 坂倉 藤吾君
補欠選任 大木 正吾君

五月十六日
辞任 神谷信之助君
補欠選任 小笠原貞子君

五月二十一日
辞任 大木 正吾君
補欠選任 広田 幸一君

五月二十二日
辞任 梶原 清君
補欠選任 野呂田芳成君

五月二十五日
辞任 野呂田芳成君
補欠選任 梶原 清君

五月二十七日
辞任 広田 幸一君
補欠選任 佐藤 三吾君

五月二十八日
辞任 佐藤 三吾君
補欠選任 広田 幸一君

出席者は左のとおり。

委員長 黒柳 明君

理事 伊江 朝雄君

委員 山崎 竜男君

委員 目黒今朝次郎君

委員 桑名 義治君

国務大臣

厚生大臣 村山 達雄君

運輸大臣 塩川正十郎君

国務大臣(環境庁長官) 鯨岡 兵輔君

環境庁水質保全局長 小野 重和君

厚生省環境衛生局長 柳 孝悌君

厚生省環境衛生局長 山村 勝美君

運輸大臣官房審議官 小野 維之君

運輸省港湾局長 吉村 眞事君

海上保安庁次長 大塚 正名君

事務局側 村上 登君

説明員 通商産業省立地公害局公害防止指導課長 飯田 善彦君

産業省生活産業局文化用品課長 合田宏四郎君

工業技術院総務部研究開発官 鈴木 和夫君

建設省都市局下水道部下水道企画課長 幸前 成隆君

建設省道路局次長 臺 健君

建設省道路局企画課長 萩原 浩君

自治省財政局調査課長 龜田 博君

本日の會議に付した案件
○広域臨海環境整備センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(黒柳明君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十五日、神谷信之助君が委員を辞任され、その補欠として小笠原貞子君が選任されました。

○委員長(黒柳明君) この際、村山厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村山厚生大臣。

○国務大臣(村山達雄君) このたび、園田厚生大臣の後を受けまして厚生大臣に就任いたしました。村山達雄でございます。

国民生活全般にかかわり合う厚生行政を急遽担当することになりました。責任の重大さを痛感しております。

申すまでもなく厚生行政は、老人、障害者など社会的、経済的に弱い立場にある人たちに温かい手を差し延べ、活力ある福祉社会の建設を図る予定であり、今後、高齢化社会に適應し得る社会保障制度を確立し、快適な生活環境を整備することとを大きな課題としております。

特に、国民生活の中で大量に発生する廃棄物の

適切な処理は、国民の保健衛生の向上を図り、快適な生活環境を確保する上で不可欠なものであり、私はこれらの課題に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

本委員会の委員各位には、広域臨海環境整備センター法案につきまして慎重な御審議を賜り、また、これらの御審議を通じまして廃棄物のリサイクル、減量化のための施策の推進、監視指導体制の強化などの廃棄物の適正処理に関し、貴重な御意見、御提言をいただいております。深く感謝申し上げます。

これらの問題につきましては、私といたしましても、すでに園田前大臣が本委員会において明らかにした方針に従い取り組んでまいり所存でございます。何とぞ格別の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。私のごあいさつにかえさせていただきます。

○委員長(黒柳明君) 広域臨海環境整備センター法案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○坂倉藤吾君 センター法の目的であります首都圏、近畿圏の廃棄物の埋め立て計画が新聞で報道をされまして、各界に大きな反響を呼んでおるわけですが、それらの反響の中で私なりに素朴な疑問点というのがありますので、これを五点左右に集約できるというふうに判断をいたしました。したがって、その判断をいたしました素朴な質問一つ一つお尋ねをいたしますので、これは後を深く突っ込んでいきます疑問に対します前提の問題でありますから、そういう意味合いでお受けとめをいただき、関係のところから御答弁をいただきたいと思います。

まず第一は、埋立地から汚水が海に流れ出て結

果的に海を汚すのではないか、こういう疑問が報じられておられると思うんですが、これに対しては厚生省、調査をされました立場からいきましてどうお考えになっていきますでしょうか。

○政府委員(山村勝美君) 埋立地におきまして一度廃棄物と接触しました雨水の浸出によって、海域を汚染するおそれはないのかという御指摘かと存じますが、汚水による環境を防止する手段といたしまして、一つは護岸からの漏水に對しては、できるだけ連水性の高い護岸構造を採用すること、それからこれは操作の問題になるかもしれないませんが、あらかじめ護岸の中の水位を下げまして、中から外へ水が流れ出る、浸出するというのを防止するという対策も講ずることによりまして対策が可能と考えております。その結果、内水が滞留するわけでありまして、その汚水につきましましては適当な水を集める集水設備を設けてまして集約いたしまして、排水処理施設を設けることによりまして、環境を汚染しないような処理レベルにまで浄化をいたしました後に排水をするというようなことを考えておるところでございます。

○坂倉藤吾君 おたつの資料によりまして、たとえばこのいただいておられます資料の二百七十九ページであります、これは埋め立て処分が仮に完了いたしました後も、悪臭、水質汚濁あるいはガス発生、こうしたおそれがある、さらにこういう処分場をつくることにより夜間の不法投棄あるいはそれらを含めた公害犯罪も問題になるので、それらの関係も整理をしながら、こういうふうな記述がございます、また同じ資料の十八ページ、三百三十一ページ、これで見ますと、放流水質というのは処理をCOD三〇、SS七〇、PH五・八から八・六、これを日量一万三千百トン、これほど出ますんだ、こうなっておられるんですが、この出た結果から見まして、海を汚さない保証というのはいまだ説明のあつた形でできるんでしょうか。あるいはまた、今日完全な防止、いわゆる止水の技術というのは保証されるんでしょうか。

○政府委員(山村勝美君) 御指摘の第一点の悪臭問題あるいは埋め立て後の腐敗によるガス発生等の問題につきましては、このセンターの広域処理場におきましては、生ごみを埋め立てずに焼却した残渣を埋め立てるといふようなことを考えておりまして、従来生ごみを埋めた処理場におきましては、確かに悪臭問題、蚊、ハエの発生問題等、周辺環境に悪影響を及ぼした事例も少なくないわけでありまして、このセンターに關しましては、受入基準を焼却残渣、焼いたら後に捨てるということによりまして防止をしたいというふうに考えております。また、運搬の過程での悪臭問題も別途あるかと思ひますが、これにつきましても同様焼却された腐敗性の低いものを運ぶということになりますので、悪臭もおのずから減ってくるものと考えております。また、車の形式等につきましても、閉鎖された容器で運ぶとかいうような知恵を今後出していききたいというふうに考えておるところでございます。

また、第二点のCOD三〇、SS七〇、これは下水処理、汚水処理の通常の処理で達成できる処理レベルでございますが、とりあえず一応そういうことをめどに処理方法をいろいろ探つてまいりましたが、これをどういう排水水質にするかというところにつきましては、大阪湾、東京湾等は総量規制等もかかることでございますので、環境庁ともよく相談をしながら、より厳しい基準が必要であるとすればそれに適応するといふような処理施設を整備していく必要があると考えております。で、現在の下水処理技術をもつてすれば、より高度な処理は可能というふうに考えておるところでございます。

それから、護岸の止水性の問題につきましては、これはむしろ港湾サイドの技術研究の方で詰めていただく議論かと存じますが、現在までの私どもの考察程度、程度でございますが、考察ではかなりの止水性が期待できるものというふうに考えております。

○坂倉藤吾君 答弁にちよつと御注意申し上げますが、海を現在以上に汚さないのかどうかという質問でありまして、いまその細々した内容の説明をいただく必要はないんであります。いま答弁がありましたが、汚れたような経過を踏まえて現実的にいまの海が汚れるのか、汚れないのか、こういう質問でありまして、質問した要点にきちつと御答弁をいただきたい、こういうふうに思ひます。

それから環境庁、まだ長官がお見えになっていませんが、いまは放流水質がCOD三〇、SS七〇、PH五・八から八・六以内です。これを放流水の一つのデータの結果にしているわけですが、これは設置をされると想定をされる水域が、環境庁の基準から言えば、累計別に言えばBあるいはCだろう、こういうふうには想定をするんですが、BあるいはCは、たとえばCODの場合にBが3ppm、それからCの場合は8ppm、こういうことになっていきます。そういう状況の中に、その水域に直接、いま言いました放流水質、COD三〇あるいは浮遊ごみその他七〇、こういうようなものが出た場合に、その水質というのは一体悪くなるんですか、よくなるんですか。

○政府委員(小野重和君) いま30ppmとかいう数字がございましたけれども、具体的にどういう排水の水質にするかということにつきましては、今後の検討事項だと思つております。というのは、それぞれの水域は総量規制等やっておりますので、そういうこととの関連でどうするかということを決めることになろうかと思ひます。いずれにしても、私もどしどしは、いまのB、C、Aもあるいはあるのかもしれませんけれども、現在のそれぞれの水域の水質に対する影響が軽微なものでなければいかぬというふうに思つております。

○坂倉藤吾君 そうすると、現在の水域に對して、たとえばCOD三〇が、先ほど言いましたように日量一万三千百トン出されても、水質そのものには変化がない、こういうふうには環境庁としては認識をされているんですか。

○政府委員(小野重和君) 具体的にどういふ地

点についてどういう濃度の水をどの程度の量を出すかということにつきましては、具体的な計画の段階で協議し、またその影響をよく調べるということでございます。それが水質、環境水にどの程度の影響があるかというところは、何とも私もいまの段階では申し上げかねると思ひます。

○坂倉藤吾君 具体的計画が出されてこなければ環境庁はその判断をしない、こういうふうには受け取つていいわけですか。

○政府委員(小野重和君) 具体的な計画が出た段階で、いろいろなバックデータ等をよく検討いたしまして、そこでその結果、水質に對する影響が軽微であるかどうかということの判定をいたしたい、こう存じております。

○坂倉藤吾君 それじゃ、また後で改めて関連のものは聞きます。

その次の疑問は、護岸の積み出し基地周辺の交通渋滞がひどくなる、こういう問題があるんです。これに對して、運輸省はどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(吉村眞事君) 廃棄物の種類によつて影響がそれぞれ違ふと思ひますが、しゅんせつ土砂は当然海上輸送でございますから、陸上に影響は与へません。それ以外の廃棄物は、発生場所から積み出し港まで陸上輸送されますので、陸上輸送の影響があるわけでございます。陸上輸送の際に特に問題になりますのは、積み出し基地の周辺に輸送の経路が集中してくることにあつたというふうに……

○坂倉藤吾君 そういふふうには尋ねていらっしゃるんだから、尋ねたことと重複しないであらう。

○政府委員(吉村眞事君) これに對しては、やはり交通渋滞を惹起するものがないように種々の対策を講ずる必要があると思ひまして、残土につきましては、発生する場所の近くに適時……

○坂倉藤吾君 それも関係ない。渋滞があるのかないかと聞いているんだ。

○政府委員(吉村眞事君) 渋滞を生じないよう措置をする必要があると考えております。

○坂倉藤吾君 建設省にお尋ねをいたしますが、この計画は御存じになってますか。なっているとしたら、この計画によって交通渋滞が発生すると私は思うのだが、その解消策として、建設省はどうお考えになってますか。

○説明員(豊健君) 建設省といたしましては、具体的な計画は承知いたしております。

○坂倉藤吾君 これは厚生省の資料によりまして、既設の道路交通事情、その他海岸部というのは、この交通事情からいいますと、海岸部の交通事情というのは非常にふくんでおりまして、むしろ、これは、海岸部になればなるほどふくそうをしていっているのではないのか。さらに、そのことによつて騒音等の調査をなめていきますと、東京湾岸、大阪湾岸、それぞれ騒音規制からいきましたもはるかに現状をオーバーをしている、こういう状況が資料によつても明らかであります。

たとえば騒音の状況は、規制の第三種、第四種という低いレベルのところをとりまして、たとえば東京湾岸で、本来三種は昼間七十、第四種は七十五というホンに対して、神奈川県では八十一ホン、東京都、これは中野区あたりでございまして、いわゆる環七と言われる部分では七十九ホン、あるいは調布市、これは甲州街道であります、これらにいたしまして七十九ホン。これがさらに海岸部へ入つてまいりますとものとひとひ。

これが現状になっておるわけであります、そういう状況を含めてこの計画によりまして、まず厚生省の計画からいえば、首都圏の場合には十トン車、それから近畿圏の場合には八トン車を用いて試算をされておりますけれども、この試算は、積み出し基地に向かうという積み出し量からいまして、この計画のうちたとえば積み出し基地(三)の地点——この計画書、厚生省御存じかどうかと思いますが、(三)の地点にいきますと、この計画自体で二千五百四十九台の十トン車が一日に通ることになります。そして、この計画自体は、いま、センター法に付随して説明をされておるいわゆる運輸、厚生両方での埋め立て量が変化をしてお

りますから、その変化率一・八二倍を掛けますと、一日に四千六百三十九台が(三)の積み出し基地に集中してくる。

しかも、通常運ぶ時間帯等を考えていきますと、この通常とされているのは大阪あるいは東京なんかで既設のころの時間帯ですが、運搬の時間が八時半から四時半までの一日八時間。しかも、これは午前、午後のピークその他が出てまいりますから、そのピーク時等をとらえていきますとまさに二秒に一台の十トン車が通る計算になるんです。これは単純計算であります。実態とは違いますが、二秒に一台十トン車が通る。こういう重大な問題が、建設省と打ち合わせもしないで計画が提起をされているということについて私は疑問でかなわぬですが、その辺は、厚生省なり運輸省なりは一体どういう措置をしながらこの裏づけ資料として提出をされているのか、明らかにしてもらいたい。これは両大臣。

○政府委員(山村勝美君) 交通公害問題に關します交通調査につきましては、一つのモデルケースを想定いたしまして全体システムをひとつ読み切つてみようということで、ずっと流して計算をしてみたものでございまして、その後土砂量がふえて交通量がさらにふえてくるという御指摘の点については、その調査に關する限りそのとおりかと存じます。

○坂倉藤吾君 いや、答弁の途中だが、そういうことを質問してない。

結局、このように明らかにごみ、廃棄物を運ぶための十トン車に計算をいたしまして、すでに計画資料の中に挙げられてきています。これは今日の交通の状況からなめてみてもきわめて重要な影響を及ぼす。たとえば、近畿圏の場合には一般の交通量に対して一%の変化だ、こういうふうには厚生省では読み取っているけれども、現実にはこれは大変な数字になるわけです。したがって、そういう重要な問題について、この法案を提出をするのに閣議にかけているわけでありまして、当然これは建設省担当の道路対策を一体どうするか

ということがあつてしかるべきであります。

そういう問題に対して運輸省なり厚生省なり主管のところは、きちつと討議をしているのかどうか、その上で出されたのかどうかというところが疑問なんです。そこをどうも明確に説明をしてもいい。これは大臣でなきゃだめですよ。

○国務大臣(村山達雄君) 厚生省の方でもおっしゃるような問題があるということも認識しております。その場合にはどうしても積み出し港あるいは搬出場の分散あるいは時間的調整、これが必要であると、このように考えておるところでございます。

○坂倉藤吾君 いまお聞きのようなことはきわめて私は道路行政にとつて重要な問題だと思つておる。これに対して建設省は、この相談を受けた立場でどうされましたか。しかもこのことについていまだに検討されてないんでしょいか。あるいは資料等はごらんになっていないんでしょいか。

○説明員(豊健君) 広域処分場へのごみの輸送の計画につきましては、関係する道路の整備状況等々調整する必要があることは御指摘のとおりでございます。したがって、センターが基本計画あるいは実施計画におきまして処分場の位置を決める場合あるいはごみの受け入れ対象区域を定め、また場合には、関係の道路管理者と協議していただくことにさせていただいておるわけでござい

ます。したがって、具体的な計画が決まります際に、関係道路管理者が適切に対応できるようにできるだけ管理者を指導してまいりたい、そういうふうに考えております。

○坂倉藤吾君 次に三つ目の問題点ですが、正直言ひまして私はきょう質問通告をしてありますのは、大きな柱十項目提起をしてあります。したがって十項目ということは、私の持ち時間が十分でありませんから、大きな柱一問について十分分しかありません。十分分しかないのがもう約三十分近くなつてきています。まだそれで半分なんです、第一の柱が。したがって、答弁はきわめて要領よく

質問にだけ答えてもらいたい。重ねて申し上げておきます。

三つ目の問題は、閉鎖性の湾が、埋め立てによつてさらに水の滞留を起して水流が変わつたりあるいは腐敗水域というものをふくり出すんではなからうか、こういう質問があるんですが、これはまず環境庁。

○政府委員(小野重和君) 閉鎖性水域でありましても潮流があるわけでございまして、そこで実際に埋め立て地をつくる場合には潮流の変化によつて水質汚濁が進まないように、そういう前提よく具体的な計画について相談いたしたい、かように考えます。

○坂倉藤吾君 運輸省はその辺はどうお考えで

しょうか。

○政府委員(吉村眞事君) 調査をシミュレーションによつてやりました結果、大きな水域を対象にいたしました海水の滞留等の影響はほとんど生じないという結果を得ております。埋め立て地の周辺の局部には水流の変化は起こりますが、これは具体的な埋め立ての形状等を悪影響のないように定めるといふ方向で処理をすればよろしいかというふうに考えております。

○坂倉藤吾君 次に、建設事業費が地方自治体の財政をますます悪化させる、こういう疑問点があるんですが、自治省おいでになつておりますか、お答えいただけますか。

○説明員(龜田博君) このセンターが行います処理場の建設は、地方団体等の委託に基づいて行うものでございまして、財源措置は現行の制度が同様に適用されるものでございまして、国库補助の対象にもなりません。その裏の地方負担は地方債それから地方交付税等で措置をされることになっておりますので、地方財政に余り影響を及ぼさないように私どもは行つてまいりたいと考えております。

○坂倉藤吾君 そうしますと、起債の部分は地方公付税で負担にならないようにしていきま

○説明員(龜田博君) 現行制度と同様でございまして、地方債の債務償還金につきましては、地方交付税の基準財政需要額に算入されるというふうを考えております。

○坂倉藤吾君 もうちょっと詰めたのですが、それから計画によりまして、これは十年の計画です。したがって、十年終わったらまた同じような計画というの引き続き計画をされて、結果的に東京湾、大阪湾というのとは異なるんじゃないのか、こういう疑問に対してはどうお答えになりますか。

○政府委員(山村勝美君) 廃棄物の発生は、今後減量化、資源化に努めまして、なお将来的には発生し処分を必要とする量が引き続き出てまいります。したがって、七十一以降も何らかの手を打っていかざるを得ないというふうに考えております。十年という期限を一応切っておりますが、できるだけこれを延命するために、先ほど申し上げました減量化の努力を極力指導していきたいというふうに考えております。

○坂倉藤吾君 環境庁長官、これは厚生、運輸と確認をされました内容は御案内ですね。

○国務大臣(鯨岡兵輔君) 承知しております。

○坂倉藤吾君 その確認の第六項に、「本法の運用に当たっては、広域処理対象区域内の地方公共団体及び事業者による廃棄物の有効利用、中間処理、減量化、自己処分等の努力を減退させることのないよう努めるものとし、」その次が大事なんですが、「必要以上の海面埋立てがなされることのないよう万全の注意を払うものとする」と。と、こうなっておりますが、ここで、必要以上なのか必要でないのかという判断は、環境庁としてはどこに置いておられますか。これは何を資料的に求められ、独自でやるんですか。

○国務大臣(鯨岡兵輔君) 細かい点は局長から答えさせますが、先ほど先生お話しのように、私は海の埋め立てがこれからどんどん行われていくことに対しては無関心ではない。なるべくならば埋め立てはない方がよろしい。それから水の交流も、海は完全な閉鎖性ではありませんから、

しかしながら閉鎖性に準ずるようなところもありますから、なるべくやらない方がよろしいと思っておりますので、そこで、必要以上の埋め立てというのとは、東京湾なんか、この間日曜日に私見に行きました、いま限度だな、これ以上の埋め立ては大変だなとは思いましたので、これは感覚の相違ですが、私の場合にはできるだけ埋め立てはやらない方がいいと思いますが、しかしどこへ捨てますか。どこへも捨てようがないですから、いまお話しのようにできるだけごみを少なくするように万般施策を講じた後にはやはり埋め立てをなさなければならぬ。そのときには環境に留意してやることに對してわれわれも認めざるを得ないんじゃないか、こう思っているんです。

○坂倉藤吾君 もう一つお尋ねしますが、先ほど水局長の答弁では、具体的計画が出てきたらそのときに全体に与える影響その他判断をします、こういう答弁であつたわけですが、現実には東京湾にこの施設ができた、たとえどの場所にできよう、と私は海を汚すだろうと思う。現に東京と首都圏環境をめぐる東京湾の汚染の状況は、これは環境庁が五十五年の十二月に発表されたデータです。それで日本全国の一番悪い順番でいきますと、第二番目、三番目が東京湾ですね。そうして千葉県が五番目に入っています。これは環境庁のデータですからはっきりしているんです。四番目に入っているのは、残念ながら私の出身地の三重県関係なんです。こういう状況なんです。

こういう状況で、しかも環境基準の達成の状況からいいますと、東京湾の場合に、A類系は達成率ゼロ、B類系は達成率三八%、C類系のところは、これは環境基準自体が言うならばどぶ川並みの八ppmです、CODでいきますと、ここでやっときき東京湾の場合に基準達成というのになつておる。こういう状況に、さらにこの計画に伴うところのCODの処理をした水を流す。その水の質がCODは三〇なんです。それが先ほど言いましたように一日に、一万三千百トンも日量出るんです、計画によりましてね。私はもつとになるだ

ろうと思うんです。そういうことがあるのに、これは後で評価をしますという立場でいいんでしようか。

○国務大臣(鯨岡兵輔君) この法律案をつくり出すときに、環境に留意しつつ計画を策定するということを文言に入れてもらうように——入れてもらうようにというよりは入れなきゃならぬことですから、そのことに環境庁としては骨を折ったわけでありまして、したがって、先生の御指摘は計画が策定された後に相談されたつてしようがないじゃないかというように私は聞き取りました。が、必ずしもそうではありません。それは環境に留意しつつ計画を策定するんですから、文言の上からはそうかもしれませんが、これは同じ内閣ですから当然十分に連絡があることを期待し、そうでないやならぬと、こういうふうに思っております。

○坂倉藤吾君 またその続きは後に保留しましう。その次に埋め立て護岸なんです、この護岸というのは、水質汚濁防止法の特定施設に当たるんです。うか、あるいは海洋汚染及び海上災害防止法の海洋施設なんですか、あるいは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用のものになるんです。うか、あるいはまた、港湾法による港湾施設なんですか、このいずれに該当するんです。

○政府委員(吉村眞事君) 水質汚濁防止法の特定施設には該当しないと考えております。それから、海洋汚染防止法の海洋施設には通常該当すると考えております。それから、港湾法上の港湾施設には該当すると考えております。

○政府委員(山村勝美君) 廃棄物処理法の立場から見ますと、環境庁長官及び厚生大臣の指定によりまして廃棄物の最終処分場の施設に該当いたします。その場合、廃棄物処理法におきまして総理府及び厚生省の共同命令による技術基準に基づきまして、構造、維持管理の基準の適用を受けることとなります。

○坂倉藤吾君 その辺は両省で一つのものにならぬのですか。適用のなかが違うようですね。同じ一つのものをつくるのに厚生省と運輸省で理解が違ふ、適用法律が違うという話になったんじゃないか、どれとどれなのか。そして、代表して運輸省答弁してください。

○政府委員(吉村眞事君) 適用法律に対して不一致はないと思いますが……

○坂倉藤吾君 相談しなぐていいの。わかつているの。

○政府委員(吉村眞事君) はい。ただいま申し上げましたとおり、四つの法律につきましても適用関係は、運輸省と厚生省の間に意見の差はございません。

○坂倉藤吾君 いいんだね。

○政府委員(山村勝美君) そのとおりでございます。

○坂倉藤吾君 どうもはつきりしないんだ。それじゃ一つずつお尋ねをしますが、まず最初、海洋施設。これ該当するんです。そうしますと、仮にこの法律が適用されたときに、仮に護岸の施設が施設内で火災あるいは災害が発生をしたときに、これは海上火災になるんです。

○政府委員(大塚正名君) 海洋施設におきまして火災等に際しまして人命救助とか消火活動につきましては、私ども海上保安庁が所管するところでございます。

○坂倉藤吾君 いやいや、あなたのところと答弁違うんだ。海洋火災なのかと、こう聞いているんだから。これは担当のところはどこなんだ。

○政府委員(吉村眞事君) 海洋火災であると考えます。

○坂倉藤吾君 そこで海上保安庁にお尋ねするんですよ。

○政府委員(大塚正名君) 失礼いたしました。海洋施設ということになりました、その中で火災は海洋火災、したがってその所の所管は私ども海上保安庁でございます、そういう事態

が発生いたしました場合には、巡視船艇、航空機を直ちに現場に出動させまして救助活動に従事いたします。また消火活動につきましては大型消防艇あるいは消防船等を出動させまして、あるいは消火剤を持ったヘリコプターを飛ばしまして当該事故現場に駆けつけて行動を行うということにいたしております。また、工事施行中のものにつきましては、工事施行者の方でも必要に応じた態勢をとるといふように聞いておりますので、この施行者との連絡を密にしながら万全を期していきたい、かように考えている次第でございます。

○坂倉藤吾君　そうすると、海上保安庁としても災害あるいは火災に備える準備ありということを確認をしてよろしいですね。

そこでもう一つ、海洋施設であるとして、水処理、いわゆる排水処理、この排水施設というものはこれは計画の中で明らかなんですが、海洋施設に取りつけられなかならぬ焼却施設はどうなるんですか。これはどこが答弁してくれるんですか。運輸省ですか。

○政府委員(山村勝美君)　この広域処理場では焼却施設等を予定をいたしておりますが、つくるとしますと、廃棄物処理法の廃棄物処理施設ということになります。

○坂倉藤吾君　この海洋施設に備えつけなかならぬ施設というのは、一体何と何があるんですか、ちよつと聞かしてください。適用法律の何か整理しなかならぬことはわかってるんです。何をやられるんですか。

○政府委員(山村勝美君)　海洋施設につきましては私、所管でございませんでちよつと、運輸省の方よろしくお願ひしたいと思います。

○政府委員(吉村眞事君)　海洋施設は、定義が「人を収容することができ構造を有する工作物」、「物の処理、輸送又は保管の用に供される工作物」ということで、焼却施設というものはこの海洋施設の備えるべきものには入っておりません。

○坂倉藤吾君　ずっと施設として処理をしなかならぬのはずいぶんたくさんあるんじゃないですか。いまの答弁確認してよろしいか。——いいですか、この理め立て護岸の中には、建設途中でも管理棟その他、大抵日常五千人からの人が住んだり出入りしているんです。人の住むところに封してはどういう施設が必要なのか、全部これ海洋施設に伴うものじゃありませんか。しかも、そこ自体で出す排水の施設、それから目的に基づいて行わなかならぬ排水施設、あるいはそこで出るものについては焼却施設も備えなかならぬのじゃありませんか。それは一体どうなってるんですか。基本的な問題ですよ。

○目黒今朝次郎君　委員長、あのね、休憩して調べてくださいよ。そんなものもししながらじゃ、こっちは時間がないのにそんな答弁で時間取られちゃありがた迷惑だ。休憩。動議を出します。(答弁求めるよ)と呼ぶ者あり)

○政府委員(吉村眞事君)　そういった必要な施設を含めて海洋施設と考えます。

○坂倉藤吾君　そうしますと、そういう必要な施設というものはこの計画の中へ全部含まれてますか、あなたのところのお出しになった、運輸省、厚生省、含まれておれば説明してください、資料で。

○目黒今朝次郎君　委員長、再度休憩を要求します。政府委員の方でちゃんと調べて、いま言われた点が入ってれば、厚生省調査は何ページ、運輸省調査は何ページにいま坂倉委員の言ったことが入ってますということをきちつと調べてくださいよ。なければいって、どうするか。それを含めて、調べるまで休憩。

○政府委員(吉村眞事君)　必要な施設はすべて付帯施設等でセンターが整備することになっております。

○坂倉藤吾君　資料で説明してくださいと私言っているんですよ。

○政府委員(吉村眞事君)　調査報告書の中にはそういう細かい問題は入っておりませんが、センターの行う業務の中には付帯施設としてそういう

たものもすべて整備することになっております。

○坂倉藤吾君　私は、水処理施設と同時に、焼却施設というのは基本的な施設だと思えますよ。それが入ってないという、そんなばかげた話がありますか。もう一遍慎重にやって、その他に入っているなら、それに対して一体どういうシステムで焼却施設をつくるのか明らかにして答弁してくださいよ。それまでこれ質問続行できませんから。

○政府委員(吉村眞事君)　法律の、センターの行う業務の中に「業務に附帯する業務を行うこと」ということで、必要なものはすべてセンターが設置することになっております。

○坂倉藤吾君　答弁にならない。私の質問に答えてない。

○政府委員(吉村眞事君)　法案の十九条四号でございしますが、「前三号に掲げる業務に附帯する業務」……

○坂倉藤吾君　資料で説明してくださいと言ってるんだよ。

○政府委員(吉村眞事君)　調査資料にはそういう細かい問題はまだ調査をいたしておりません。

○坂倉藤吾君　細かい問題じゃないでしょう。私が言っているのは基本的な施設じゃないかと、こつと言っているんですよ。焼却施設なんというの、何が細かい施設なんですか。そういう観点でしかこれ調査しなかつたんですか。しかも今日、焼却施設つくるのに一体どれだけの金が出ているんですか。各地方自治体にいたしましても、焼却施設といった大変な施設なんですよ。ただ、その辺にあるものを燃やしたいというだけの施設じゃないでしょう。

○政府委員(山村勝美君)　広域処理場の中にあります施設でございしますが、一つは管理施設、それから処分場を管理するための運営施設、その中には港湾防災施設等も含まれておりますが、それから積み出し基地の管理運営施設、それから中の従業員等のための電力、ガス、上水等の供給施設、それから場内の職員が移動する等の移動施設、

それから厚生施設として食堂等、それからさらに内部の職員から発生します厨芥、紙くず等の小規模な焼却施設も必要であらうというふうに考えております。

なお、申しおくれましたが、調査資料の二百八十八、二百八十九ページにリストアップしてございます。

○坂倉藤吾君　初めからきちつとそう言つて答弁してくださいよ。

次に、水処理の施設で、先ほど言いましたように、処理をする水が日量一万三千百トン、放流が一万三千百トン、処理をする水、放流をする水、これは当然な話ですが、そうしますと、通常は約百分の一、これがスラッジとして出てくるわけですね。これでいきますと、一日百三十一トンのスラッジが出てくる。これに対してこの計画は、これは焼却をしないのでそのまま埋め立てに入ることになりますね、計画は、これは焼却するんですか、しないんですか。

○政府委員(山村勝美君)　調査資料では、焼却をしないで脱水だけをして埋め立てということにしております。

○坂倉藤吾君　そうしますと、この埋め立て計画からいけば下水汚泥、産業廃棄物、こうしたものも全部入るわけですね。しかも底質の悪いしゅんせつ汚泥まで入ってくる。それが雨水その他あるいは海水のしみ込み等によってその水を処理するわけですね。その水を処理した、言うなら、重金属のものは一応規制をされているけれども、今日の規制は全部濃度規制なんです。御案内のとおり、濃度規制というのは、基準以下のものがまじっておつたつてそれは問題にしないというのが今日の状況でしよう。そういうものが蓄積をされたときに埋め立て場へ入ってくるんです。入ってきたものの、水に溶解をした部分が水処理にかけられるんです。そこで出てくる生ごみを焼却をしないで、そうしてまた埋め立てる。これ繰り返しますと、一体どういふことになりますか。この辺の問題は基本的にどういふふうに計画段階で消化をさ

れておるんですか。

○政府委員(山村勝美君) 現在までの調査ではそこまで詰めておりませんが、もしそういう排水処理の結果出てまいりました汚泥が、いわゆる有害判定基準に適合しない場合、有害物質を含んでおるといふ判定が下された場合には、有害物質に準じたコンクリートの固型化とかいう特殊な処理をして処分をする必要があるかと存じております。

○坂倉藤吾君 埋め立て護岸のところでもう一遍コンクリートに固める。コンクリートに固めるのは生ごみを固めるんじゃないでしょうか、生汚泥を焼却をしながら固めたいんじゃないですか。どっちなんですか、それ。汚泥を脱水して焼却するんじゃないやしませんか。そして、焼却してからコンクリートで固めるんじゃないやしませんか。

○政府委員(山村勝美君) 汚泥のコンクリート固型化につきましては二つの方法があるようでございまして、脱水したものをコンクリートで直接固めるものと、焼いた上で固める方法が現在はあるようでございます。

○坂倉藤吾君 そうすると、埋め立て計画の中で、私がこれ通常の状態では申し上げましたように、日量処理一万三千トンをやればおおよそ日量百三十一トンの生が出てきますよと、スラッジケーキが、そのスラッジケーキをさらにコンクリートで大きく固めて、そして処分地へ埋めていったら、この処分地の計画というのは基本的に崩れません。大変な数字になりますよ。

○政府委員(山村勝美君) 当然に量的にふえるかと存じますが、計画段階でそういうことも含めて計画量に加えていく必要があるかと。現在のところまだそこまで詰めておりません。

○坂倉藤吾君 それは検討してきたんですか。

○政府委員(山村勝美君) 今後の検討課題と考えております。

○坂倉藤吾君 何もかも今後の検討課題ですな。そんなばかなことないですよ。

次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こ

れも適用されますね、先ほどの答弁でいくと。そうしますと、これは、適用条文は第八条、一般廃棄物処理施設、第十五条、産業廃棄物の処理施設、これが併設ということになりますか。

○政府委員(山村勝美君) そのとおりでございます。

○坂倉藤吾君 そうしますと、施行令の五条一項、二項、これは一日五トン以上の処理能力を有する屎尿処理施設、ごみ処理施設、それから一般廃棄物の最終処分場で環境庁の長官あるいは厚生大臣が指定をする区域に限ると、こうなっているんですが、この辺のところは、一体今日まで、この計画を出すに当たって環境庁長官が指定をするというふうな御認識をされて提起をされているんでしょうか。

それから、同じく施行令の三条の中に、飛散をしないこと、流出をしないこと、それから生活環境の保全に支障のおそれのないこと、それから悪臭が漏れるおそれのないこと、これらの条件が明確になっていきますね。それで、さらに産業廃棄物の関係は第七条の十四項のハ、産業廃棄物の埋め立て処分場の場所というものは、これはまた環境庁長官、厚生大臣、これが指定をするものと。これ指定されるということが前提にならなきゃおかしいんですよ。ところが、肝心の環境庁にはこの調査内容についても計画を全然相談していないんじゃないやしませんか、今日まで。そして、センター法だけつくってやってしまおうと、こういうことじゃありませんか。この辺は一体どうなんですか。

○政府委員(山村勝美君) 現在までの調査は、必要な広域処理量を一応概算をいたしまして……

○坂倉藤吾君 いや、そんなことを聞いているんじゃない、この法適用の問題。

○政府委員(山村勝美君) 端的に言いますと、まだ予備調査という段階でございまして、場所等、あるいは大きさその他はまだ確定した段階ではございまして、法的な手続が、たとえば廃棄物処理法に基づく届け出等、あるいは指定等の手続が行われますのはかなり基本計画の段階で、計画が

固まった段階で手続が行われるものでございまして、具体的に環境庁とは相談をいたしております。

○坂倉藤吾君 それからもう一つの法律、これ港湾法の適用があるんですね、港湾法の。これは九の二で改正されたものの該当の中へ入るわけですね。そうしますと、この該当のものというものは、

廃棄物処理施設、廃棄物埋め立て護岸、廃棄物受け入れ施設、廃棄物の焼却施設、それから廃棄物の破砕施設、廃油の処理施設、これらがこう並んでいますね。そして、しかもこれらは具体的に港湾計画の中に盛り込まれてやっていたかきやならぬものですね。この港湾計画というのは、これはもうこの調査をされる時点で立てられておるんでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(吉村眞事君) 現在の時点ではまだ港湾計画にはのっておりません。

○坂倉藤吾君 そうすると、この調査の段階でもう一つ確認をしておきたいんですが、公有水面埋立法第六條、これによると、その損害防止施設というものが当然つくられなきゃならぬ。この損害防止施設というのは一体どういうふうな考えなんでしょうか、港湾について。これはもう関係ないんですか、公有水面埋立法だから。

○政府委員(吉村眞事君) もし、この埋め立てをする結果、損害を与えるような場合には、その損害を防止する施設を必要とするわけでございまして。

○坂倉藤吾君 そうすると、損害が出るようなおそれはないから今日段階では調査しなかつた、このいうことですか。

○政府委員(吉村眞事君) 具体的な計画が基本計画等で固まってきた段階で権利者も確定いたしましたし、損害防止施設の必要性も決まるものと思

います。

○坂倉藤吾君 これは損害ということになれば被害者があり、施設がその加害的役割りを果たすというの一般的なですがね、公有水面、大きくは、そうして、港湾施設もこれまた一般の航行その他

を妨げるものじゃありませんね。そういう状況になつてまいりますと、もしそこが損壊をすれば明らかにこれは一般のものに対して損害を与えらるることになる、これはもう明らかな道理だろうと思

うんですね。そうなりますと、相手も不特定であらうとなかろうと、この施設にもし何らかの事故が発生をして、そしてそこに埋め立てをしてい

るのが流出をしたり飛散をしたりというような状況になれば、当然一般のだから大きな迷惑をかける、こういうことになるわけですね。言うならば公害発生になる。これが常識だと思ふ。私の言っていることは間違いないでしょうか。

○政府委員(吉村眞事君) 先生御指摘のような点につきましては、公害の防止策を講ずる、あるいは地震、災害等において破壊するおそれのないような構造を考へるといったようなことで考へることになろうかと思ひますが、ここにござい

ます補償等は、その水域で漁業をやつておる漁業者の権利を保障する……

○坂倉藤吾君 全然違う、それは条項が。

○政府委員(吉村眞事君) そういう権利者が確定した場合に考へ得る条項ではないかと思つております。

○坂倉藤吾君 また押し問答しているとこれ大変なんですね、もう一遍よく読んでおいて、いまの答弁に進んでいきませんが、大阪湾内の埋め立て護岸というのは、瀬戸内環境保全法の適用は受けるんでしょ

うか。いかがですか。

○政府委員(小野重和君) 受けます。

○坂倉藤吾君 運輸省どう思っていますか。

○政府委員(吉村眞事君) 適用を受けると考えております。

○坂倉藤吾君 そうすると、この瀬戸内法の中で六条の二項、環境保全に支障のおそれのないもの。それから、瀬戸内海の特異性について十分な配慮を必要とすること。それから、十三条の二項では瀬戸内海環境保全審議会、これがござい

ますね、この調査と審議を受けなければいけない、こ

いうことになっておるんですが、そのチェックは御承知でこの計画を出されていますか。

○政府委員(吉村眞事君) 承知しております。

○坂倉藤吾君 環境庁はどうですか。

○政府委員(小野重和君) 瀬戸内海のこの法律によりまして、埋め立てる場合には埋め立ての基本方針がすでに定められておりまして、それに基

づいて、私も具体的な計画段階でよく協議したいと、かように存じております。

○坂倉藤吾君 瀬戸内法ができ上がりましたから、私に環境庁からいただいた資料があるんですが、ぜひ環境庁に環境庁も認めてきてい

るんですね。しかも、承認をするに当たって、ほとんど文書でなく口頭で簡単にやっておる。こういう大きな問題につきましても、従来の慣行で、申し出があれば簡単に環境庁としては承認をしていくと、こういう方針でしょうか。

○政府委員(小野重和君) 私ども瀬戸内海の法律の施行後の数字、お手元にお持ちかと思ひますが、十分チェックしていただけておると思ひております。今回の問題につきましても、瀬戸内海の中の、恐らく大阪湾北部になるかと思ひますが、これについて、そういう海域についての方針がございまして、その方針に即しまして十分に協議してまいりたいと存じております。

○坂倉藤吾君 たとえば大阪湾内、これに対する環境庁は、これは埋め立て工事の実施及び埋立地の土地利用に当たっては、環境保全上十分な措置を講ずること、これが環境庁の許可をするに当たつての意見ですね。この後どうなりました。これは完全に守られましたか。それらのことはきちと踏まえておるんですか。長官、その辺の点

検はされていますか。

○政府委員(小野重和君) 具体的には公有水面埋立法に基づく埋め立て、この際に協議することになっておりまして、個別ケースにつきまして、しかも、この瀬戸内海の法に基づく基本方針、これに即しまして、個別に私も十分チェックしているつもりでございます。

○坂倉藤吾君 個別に審査をしたものが私がいま読み上げたことなんですよ。たとえば水鳥の問題にいたしまして、埋立地の利用に關し、修景緑地を公共の用に供することについて検討をすること、これが環境庁の意見なんです。許可の。簡単に、こういうふうな、しかもこれ文書じゃありませんね。そういうことで許可を与えて、その後どうなっているかというところについての環境庁としての評価はやっているんですか。それで政府が全部一体になって、それぞれの任務を守っているということになりませんか。

○政府委員(小野重和君) 私どもの意見は文書でもやっております。そうしてその後の状況でございますけれども、必要に応じてチェックをしておるといふことでございます。

○坂倉藤吾君 それじゃ、文書でやっております。いままでの文書を全部出して下さい。い

いですか。件名だけ言っておきます。水鳥港内昭和五十二年三月七日。刈田港内(一)及び刈田港内(二)、これは五十二年三月三十一日。大阪港内、先ほど私が申し上げたもの、昭和五十二年九月二十七日。姫路港内昭和五十二年十月の三日。三田尻港内昭和五十二年十一月の九日。阪南港内、これは五十二年七月二十日。広島港内五十二年七月二十日。北九州港内五十二年七月二十七日。同じく北九州港内新門司昭和五十五年二月十九日。和歌山下津港内五十五年五月七日。以上について、文書で環境庁が意見を言っているんなら、その文書の写しを提出してもらいたい。出してもらえますか。

○政府委員(小野重和君) 提出いたします。

○坂倉藤吾君 次に、この計画の目的なんです

が、第一に廃棄物埋め立て、それから二つ目の目的というのは跡地利用。この跡地利用というのは、港湾機能拡充と臨海部再開発、これがありますね。この第一と第二の目的は、おのずから、先ほど答弁ありましたように、廃棄物埋め立てということになれば、同じ容量の護岸の中であるべく長期にわたって持ちこたえられるもの、これが当然の考え方です。ところが、跡地利用ということにな

ると、これは特に港湾機能拡充、しかも港湾計画に基づいて行われるということになれば、この臨海部の再開発も含めまして、きょうでもあすでも早いほうがいいという、こういう問題になると思ふんです。したがって、明らかにこれは期間的に矛盾があるんですね。

この矛盾点というもののについては、これは運輸省と厚生省と立場がまるっきり変わらなうんですが、厚生省はなるべく長もちをさせたい。長もちをさせることについて、いわゆる港湾機能拡充については、あるいは臨海部の再開発という問題については、あるいは大変苦しいでございながら、運輸省としてはひとつその間、長くかかるほどがまをしまして、やうやうな話になつていくのかどうか。その辺の調整はどうなんでしょうか。

○政府委員(吉村眞事君) 港湾計画は、通常十年あるいは十五年という期間にわたつて立案をされて、そのうちすぐ明日から着工するものもございまして、非常に長い計画期間を持つ部分もございまして、それで、当然このセンターの計画に取り上げられるような場所というのは、利用の予定が後期にあるものだと、そういうものを選んでおられますので、東京湾、大阪湾のような大都市におきましては、その期間が大体マッチするということ、矛盾を生じないと考えております。

○坂倉藤吾君 そうすると、それほどあわてる必要はないけれども、廃棄物処理をしなきゃならぬから、それに港湾計画を乗せて、廃棄物がうまくいくように港湾としては、がまんというところかしらうと、こういうことですか。

○政府委員(吉村眞事君) お任せをするという先生の御趣旨がちよとよくわかりませんが、港湾の計画と廃棄物の処理の目的とがちよと合致するところが東京湾、大阪湾についてはございまして、そういうところを、目的を合わせて一つのセンターで実施させようということでございます。

○坂倉藤吾君 それはわかるんです。それはわか

るんですが、たとえば長もちをした方がいいというところは、これから論議を私においいていきま

すが、減量化あるいは再資源化、こういうことでどんどんやっていくば、いま計画をされてこれだけ必要だという、たとえば厚生省で言う六十五年断面で計画をし、そうして両省で調整をしてさらに大きくしている。大きくしてはいますが、それに伴つての計画量はあるんですから、ところがその計画量が計画どおりきて初めて十年間。しかし、厚生省の立場から言へば、第一目的から言へば、十年間の計画であるけれども、幸いにして廃棄物の量が少なくなつてきた。少なくなつてくれば、十年の計画が十五年になり二十年になるわけですね。いいですか。そうしますと、いまの時点ではなるほど一致をしようという話に思ひついても、長引けば長引くほどいいという話になれば港湾施設が完了するのはそれだけおくれることになりま

すね。そうすると、世界の各港湾の港湾施設からな

めていって、日本の重要港湾、特に東京とかあるいは大阪とか、非常に密度の高い港湾の、世界の各国の港湾に負けないように港湾の施設、機能というものを拡充をしていかなきゃならぬという課題が一方にあるのに、厚生省が計画どおり

を上げてこないから運輸省は困るという悲鳴を上げることはないんです。あるいは計画どおり入つてこないからもうこれ以上待てないというところで運輸省が勝手に、たとえばそれをよそから土を持ってきて早く埋めなきゃならぬというところで埋め立てをするようなことにはならぬです。そのところはきつちりしておいてください。

○政府委員(吉村眞事君) このセンターの基本計画がございす間に、そのような港湾サイドが土を持ってきて埋めるというようなことにはならないと考えております。もちろん先生御指摘のような事情の変化があり、ました場合に基本計画の変更等があることは、これはあるかもしれませんけれども、計画は少なく

ともごみ処理を目的にしておりますから、その目的どおりに実施することになると思います。

○坂倉藤吾君 計画変更という手があるにはありますがね。しかし、あくまでも計画変更をされたんでは第一の目的がすたるとです。それじゃここで熱心に論議していることがとんでもないことになるんですよ。あなたそのことを承知で答弁をされたんでしょ。いいですか。廃棄物の量が予想定される、それを受け入れるという立場で護岸計画がある、ところが計画どおりごみが入ってこない、私は喜ばしいことだと思う。しかし、港灣施設拡充強化という立場からいくと、時期がずれたんでは困ると、こういう面が必ず出てくるでしょう。出てきたときに、港灣計画を変更すればいいじゃないか—変更されては困るんですよ。変更されたら困るのは厚生省、こういうことになりま。埋め立てるところが、ほかの計画でつぶれちゃう。それじゃ何のために審議しておるのかという話になりますから、したがってそういうことはないというのをきちっと約束してもらいたい。これが私の質問の趣旨なんです。運輸大臣、どうですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 当然それは、法案の趣旨はそういうことでございますから、その趣旨のつとりまして、われわれもやはりごみを捨てるといふことが、港灣施設の開発と相まってやるということになっておりますが、ごみや廃棄物による埋め立てという本旨は貫いていかなければならぬと思っております。少しでも長もちしてこれが使えるというのだったら結構なことではないかと思っております。

○坂倉藤吾君 それから、この埋め立て期間が長期になりますと、たとえば出資をしている自治体というのは、先ほど自治省の答弁がありまして、負担にならないようにと言ってますから、長期になつてもめんどろ見るんだろと思ふのですよ。思ふのですが、私の考え方は長期になれば回収が逆になかなかむずかしい、こういうことになりはしないだろうか。しかも、長期になればなるほど

ど跡地の財産処分もできないのですからね、完了しないのですから。そうしますと、地方自治体は出資をしているけれども、いつになったら返ってくるのだからかと、こういうことになって、結果的にそれは問題になるんじゃないのか。

それからもう一つは、このセンターが目的達成をいたしまして解散をする、解散をした場合の財産の配分ですね。いわゆる残余財産の配分の問題は、これは赤になれば当然負担をしなければならぬでしようし、しかしこの計画から言えば黒になることになっている。黒の場合も出資額、それから施設に投資した額に基づいて、その金額によって均等配分になっていきます。均等配分というのは、まさに公平配分だというふうに一般的には考えられていますが、跡地利用というものが、これが港灣機能拡充と臨海部再開発ということになれば、その時点では公平であるけれども、しかし利用の状況から言えはうまい汁というのは臨海部が全部持つことになるんじゃないでしょうか。その効果というものは、そうしますと、公平なようであつて実は最も不公平なこれ財産配分ということになるんじゃないでしょうか。その辺はどういうふうな御理解をされて法案提出をされているのでしょうか。

○政府委員(吉村眞事君) でき上がりしました土地を処分いたしましたときに、これを売るためにはいろいろなインフラの整備等が必要でございます。そういった費用を差し引きしますと余り大きな残余は出ないようになると思っておりますが、残余が出れば、先生御指摘のようにこれを分配するということにいたしております。そういう意味で費用の公平というのを確保できるといふふうに考えております。また、目的上の公平といふんです。それは港灣管理者は計画に必要な土地が造成できるというのがそもそもの目的でございますし、他方捨てる方の地方公共団体は、捨てごみを処理をするというのが目的でございますから、それぞれ自分の目的を達成するということができて、それでございまして、特に港灣管理者が有利で

あるというふうには考えられないのではないかと思っております。

○坂倉藤吾君 それが私は、ごまかしと言つてしまふけれども、理屈に合わない答弁だと思ひます。よ、実際はね。処分する財産はほとんどない、な

くてもあつてもいわゆる臨海部の充実にさせるのと、全然そのことが影響のない地域と、いわゆるセンターに加盟している中では出てくるんじゃないですか。そうしますと、それは当然利用料金その他の差をある程度計算をしまして、そうして調整をするとか、そういうことが私は通常は行われるべきだろうと。しかも、いま問題になっていきますように、広域にいたしますと臨海部に近いところは輸送コストは少ないですね。ところが臨海部から離れたら輸送コストは高くなります。たとえばセンターがセンター独自の事業として、たとえば遠隔地であろとセンターに加盟しているところについてはセンターが独自で回収に歩きますよ、それはちよいだいいをいたしませんよ、みんなのプールですよという制度なら制度で私はまた理解しないでもないんです。

○政府委員(山村勝美君) 処分地の確保は、原則的に個々の自治体で確保していく、内陸部都市につきましても、当然内陸でみずから整備していくというものがたてまえであらうかと思ひますが、内陸部の地方公共団体がセンターに処分を頼むという状態のものは、自分のところで処分ができない、したがってよその区域まで持つていくということに相なるわけでございまして、臨海部の一つの犠牲という言葉を悪いんですが、そういう場所を

借りるという感覚でございまして、多少輸送コストが高くなつてもやむを得ない。自分の区域を越えて廃棄物を処理するというに伴うものであらうというふうな理解しております。

○委員長退席、理事桑名義治君着席

○坂倉藤吾君 そういたしますと、臨海部を持つてくるのに、奥地があるわけですか。奥地の中間がこれまたあるんです。いいですか、行政区域からいえば、広域の中にね。そうしますと一番奥地、なるほどあなたの理論でいきましても、真ん中の、ごみの車がどんどん走らされる中間のところは一体どうなりますか。まるっきり犠牲こうむるだけじゃないですか。それも、ほうらしてもらつていくからまあいいんです。そういうお考えでこの計画されているんですか。

○政府委員(山村勝美君) 交通量につきましては、かなり搬出基地に車が集中した状態でも一、二程度の負荷というふうな状況にやっております。今後、道路管理者ともよく相談にやいけません。それはど中間については大きな負荷にならないではないかというふうな考えております。

○坂倉藤吾君 あなたいま一％と言ひましたが、近畿の厚生省の資料に基づいて一％でしよう。いまセンターで出しているのはどれだけの倍率になりますか。埋立量変わつてはいるんじゃないか。それからいったら当然積み出しのトン数違ひますよ、八トン車にしましても、近畿圏よりちよつと落ちますが、一・七に近いんじゃないか。この計画でいつて一％でしよう。現時点の話をしているんですから、その数字言ふんはつきりしてくだい。

○政府委員(山村勝美君) 一％は私どもの調査の範囲の数字でございまして、実態はその倍近いものにならうかと存じます。

○坂倉藤吾君 気をつけて物を言つてくださいよ。いすれにいたつてこれは私は問題だらうと思ひます。それはあなたの理屈じや理屈が通りませんよ。不公平。

次に移つていきますが、減量化、資源化、これ

を徹底しまして、そうして自前処理をする。自前処理をするという努力をしている地方自治体、これまた私は基本だと思つてゐるんです、むしろ広域処理をしなければならぬというよりも、私は自前のところでなるべくおこなひたいという努力をしよう。

○政府委員(山村勝美君) 御指摘のとおり自己処理が基本でございまして、従来市町村がみずから減量化、資源化の施設をつくり、あるいは最終処分地の確保をする際に、国庫補助等交付することによりまして財政的な援助をいたしておるところでございまして、それで、広域処理の場合は、市町村の委託を受けて、言うなれば自己処理にかわつてやるということにございまして、逆に単独でやられる場合を手厚くするというところにございまして、逆差ということになりまして、かえつて不公平になるのではないかというふうにお考えしております。

○坂倉藤吉君 逆に差別になるんじゃないかな、答弁は私は予期しなかつたですが、私はむしろ、いままでこの法案について審議をしまし、経過からいまして、当然減量化その他によつてやりますと、先ほど自治省の答弁もありました、センターができました、従来どおりの補助を減らす気持ちはどうもないようですね、そうしますと、いままでの流れをどういうふうに変えていこうかという運動というものは、せっかく議論をしまし、いままで何にも生かされてない、こういうことになつてゐるんです、むしろ、減量化をし、再資源化をしていくという立場から、法案提出をした後であつても再検討するというのが政府としての姿勢じゃないのか、そうなりますと、議論をされてまいりましたように、たとえば分別収集等を現にやつて、自治体がそれぞれの努力に

よつてがんばつてきてゐるところがふえてきてゐるわけですね、ところが、分別収集には大変なやつぱり人手がかかつて、そのために資金的な経済的な援助等も欲しいなと、これが率直なところだろうと思ひます。

しかも、国全体からながめていけば、そのことをむしろさらに体系化をし、そして全体がそれに協力するやうなものをつくりに上げていこうというものが、これがやつぱり基本にならなきやならぬと思ふんです、処分場をつくるというよりも、そうしますと、いままでの補助のあり方等については再検討をするという運動を展開していこうという、こういう状況に合わせた補助体制というものは抜本的に私は検討すべきだと、こういうふうにお考えのようです、その辺の考え方を生かしてくれなさい、私たちがこうやって議論してゐるのをおかしくなつてくる、正直言つて、これはひとつ大臣、厚生省の立場で論議してください。

○国務大臣(村山達雄君) おっしゃること非常によくわかります、しかし、一方において減量化が行われるわけにございまして、受け入れ基準で生ごみのようなものは受けないということによりまして、減量化が促進されてまいります、したがって、それはコストが安くなる要素でございまして、一方また、市町村が指定市町村の中でどれだけ加入するかは、これは市町村の任意に任せられているわけにございまして、その辺のことはひとつ市町村も十分計算してやつていただきたいと、またこれ補助金でやるか、あるいは地方財政の中の交付税処置でやるか、これもまた重要な問題でございまして、そういう問題をあわせながらこの実施過程を見て検討すべき問題であらう、このように思つております。

○坂倉藤吉君 大蔵省御担当いただきました大臣でありますから、厚生の中身がいかなるものか見通し、その他も明らかだろふと思ふんですが、しかし、廃棄物がこゝまで大きな課題として取り上げられたというのは私は大変有意義だと、しかも絶好のチャンスじゃないのか、このチャンスを国民

の総運動に展開をするというのがまさに政府の責任であらうと思ふんです、それこそ減量化、再資源化について国全体が、これは厚生省のなわ張りだとかあるいは通産省の問題だとか言つてゐるんじやなくて、再資源化それから減量化、これは共同して国全体で、地方自治体も巻き込んでそして意識改革をしていくというチャンスにしないかならぬと思つております。

そういう立場から、制度的なものを見直し、たとえば地方交付税の要素の中に明確に、それをほかに使われないように、あるいはほかが削られないように、その辺の配慮もしながら考えてもらわないといかぬのじゃないか、私はこれはセンターに参加をするにいかぬから、地方自治体にそういう運動展開というものを基礎として広めればよいというふうにお考えのものですから、ぜひその辺は理解をして取り組んでもらいたい、これをもう一遍約束してください。

○国務大臣(村山達雄君) ただいまの点については委員と全く同感でございまして、それゆゑにこそ各省共同で連絡をしましてこの法案を御提出し、御審議を願つておるわけでございまして、今後、環境衛生週間等を通じてPRに努めるとともに、そして本法の目的とするところの廃棄物処理の合理化あるいはリサイクル化、こういったものを促進する一方、またこの港湾の建設にも役立たせていくと、私の方の所管でございまして、廃棄物の問題は大幅でございまして、これを契機にその廃棄物の処理の合理化を推進してまいりたい、かように考えておるところでございまして。

○坂倉藤吉君 さすがに大臣の御答弁で逆襲をされた感であります、しかし、これ進めていくのにセンター法で協議してゐるというのは協議の見せかけでございまして、私は中身は協議になつてないと思ふんです、これは後また少し触れますけれども、実際には運輸省と厚生省は秘密にそれぞれ調査をした立場もありましてやつてゐる、ところが、相談をするところへは結論も見せないでこの問題を協議してゐるんですから、私、何回か環

境庁にも尋ねましたけれども、資料見せてもらつてない、センターが設立をされたら、そのセンターが基本計画を出してくるであらうから、出してきたときにチェックすればいいじゃないかというのが環境庁の考え方です、私はそれではおそいと思ふ。

したがつて、いま村山大臣から御答弁をいただきましたような趣旨だとするならば、それが実質的にも名目的にもさうだといふふうなままのやつを総括をするとするならば、私はこのごみの問題を、それこそ総理府あたりが一つの対策室を明確にして、総理府が号令をかけて各省庁関係全部集めてまして、そしてその中でやつぱり対策を立てるというふうなことを真剣にやつてもらわなさいといふかぬのじゃないか、ただ運輸省と厚生省がいままでの行きがかりで主管になりまして、そしてそこだけが、よそへ出すと都合の悪いやつは取捨選択をして相談をしてゐるやうな体制では、私はこの問題は進まないと思ふ、ぜひその辺はひとつ取り上げておいてもらいたいと思ふ。

次に、この基本計画調査報告書というのは、センター設立後に作成される基本計画とどのような関係、位置づけになつてゐるんですか、このところをひとつ明確にしてくれませんか、これが一番問題のところなんです。

○政府委員(山村勝美君) 私どもの実施しました調査の趣旨は、広域最終処分場の実現の可能性を判断することが主たる目的でございまして、そのために処分場の広域域を想定したり広域域ごとの内陸輸送や積み出し基地等のそれぞれについて比較検討しまして、これから一つのモデルを想定して、全体のシステムを先ほど来御指摘のあつたような姿で調査としてまとめておるところでございまして。

センターのつくりまします基本計画につきましましては、私どもの行いました調査をもちろん基礎といたしまして、さらに綿密な調査を実施し、かつ地元地方公共団体、関係漁民、住民等との調整を終えた上で基本計画が固められていくというふうな

関係にございます。

○坂倉藤吾君 たてまはそうだろうと思うんですね、まさに。しかし現実問題として、運輸省も厚生省も、近畿圏の場合は、これは首都圏の場合も全部出てますけれども、明らかにA、B、C、D——六地点というものを想定をされて、

(理事桑名義治君退席、委員長着席)

しかもこの計画調査に当たって、広域指定が予定をされるところの関係の部長、部局長と言った方がいいのかな、全部集まっているわけですね。そしてモデルシステムを検討する、こうなっていますね。しかも調査の状況というのは、廃棄物の量と性状分析あるいは内陸輸送、海上輸送あるいは積み出し基地、関連施設、跡地利用あるいは環境影響等全般にわたっての調査が行われておる、不十分なところがありますね、幾つか。

しかし、そういうふう全般に調査をして、しかもモデルシステムで、しかもそういうデータの蓄積の上に立つて最終的には処分量もこういうふう確定できる、あるいは隣岸についてもこういうふう確定できる、それから、それぞれの施設につきましても、こういう、こういう種類のものが幾つかあるけれども、比較検討した場合に、大体これでいけるといふふうに全部押さえているんですね。押さえているということは、後、センターが設立をされたとしても、設立をされて出てくる基本計画というのは、ここで想定をされたものを否定をするようなものが出てくると思いませんか。私はそんな間の抜けたものはないと思うんです。

ただ、このセンター法というのは近畿圏、首都圏だけではなくて、この調査に該当しないところも広域になれば、指定さえ受けられなくてもできるようになっていますから、その部分は私は知りませんよ、これから調査をされて組み立てられるんでしようから。しかし、少なくとも首都圏、近畿圏につきましては、本年度の分も含めて十億からの調査費を使い、しかもこれだけの年数かけた調査というのはちよつとやそつとでできるものじやありませんよ。しかもこれだけ念入りに調査

をしてきたものが、それぞれのセンターが中心になったもので基本計画で変えるという根拠はどこにもありませんよ。

そうしますと、このセンター法の設立というところは、いいですか、この法案ができてセンターが設立されるということは、この計画そのものがずばり出てくるということなんです。だれが考えてもこんなものはあたりまえの話じゃありませんか。ただ、たてまの上から言って、あなた方はこれはモデルです、比較検討のための材料です、こうでしょう。しかし、分析をした結果を一体だれが否定できますか。しかもその基本計画がセンターから仮に上げられたとしても、厚生省、運輸省のメンツでこの基本計画を変えらなかつたら大変な論争が必要でしょう。違いますか。私はセンター法の成立と同時にこれが基本計画になつて動き出すということは明らかだと思うんです。こういう場ですから、あなた方はそれはそうでは言い切れないでしょう。言ったら大変なことになるだろうということは百も承知ですよ。承知であるけれども中身はそうじゃありませんか。

だから、先ほどから幾つか詰めておるのは、これが基本計画なんだ、基本計画とすれば、補充すべき問題はたくさんあるでしょう。補充すべき問題はあつて、このこと自体については変更はない、そういう立場で私は質問しているんですよ。私の言っていること間違ひでしょうか。首都圏にいたしましても近畿圏にしても、関係のところの広域の担当者全部出そろっているわけですよ。もしこれと違つた基本計画が立てられる、必ず違つたものが出てくるはずだといふふうにあなた方断言できますか。

○政府委員(山村勝美君) 基本計画で必ず変わったものが出るかどうかはわかりませんが、たとえば私どもの方の調査書で一応場所等を予定をいたしておりますが、実は広域処分場の位置につきましては、むしろ港湾サイドの方で水流等の細かい調査をした上でセツトされるべきもので

ございまして、その場所等につきましては必ずしも私どもの方では十分な調査をいたしておりません。したがって、まずその場所については大きな変更が予想されると考えております。なお、不十分な部分が調査によってございまして、今後二、三十億の調査が必要というふうになっておりますが、大事なことは、やはり社会的条件と申しますか、搬出基地周辺の住民との同意とか公害問題とか、そういう調査がまだ足りませんで、そういうことを今後やっていく段階で当然に変更があり得るものといふふうに考えております。

れぞれの地方自治体、港湾管理者というのは、そのセンター法に基づいていわゆる資金が集められる。出資をされる。出資をされて組合が設立をされまして、そして委員会ができて上がつてしまえば、環境庁長官、その後で、あなたの出してきた基本計画は環境上問題ありと言つてチェックしてとめることができますか。とめる自信がありますか。しかもあなたの方で、要らぬこと言うようですが、アセスメントにしても当初案を引つ込めなきゃならぬ、NOの総量規制にしましても、地域を、肝心なところを除外しなきゃならぬ。押しまくられて後退する環境庁が、胸張つて、基本計画が出てきた段階でも遅くありません、環境に影響を及ぼすなら胸張つてとめますよと言ひ切れますか。

私はこの資料両方比較して見せてもらひまして、近畿圏の場合でも調査地点その他は明らかになつていふと思う。そうしますと、そこにおける水流その他、あるいはそこがたとえば船の航路との関係は一体どうなるか、全部調査されていますね。そういう調査をされておりました、それで出てきたデータでありますから、私はこの設定をされて調査対象になった地域のどこかになるかというところは、それはあるでしょう、どこかに決めるということとは、しかし、調査地点以外のところへ持つていつて決めるということは考えられないと思ふんですが、どうでしょう。

○国務大臣(鯨岡兵輔君) 先ほど申し上げましたように、文言の上ではそうなつています。しかし、これ会社にとえるのはおかしいですが、一つの会社ですから、違う会社じゃないんですから。先ほどアセスメントの話も湖沼の話もお話がりました。私はまことに遺憾に思ひます。また、国民に対して申しわけなくも思ひますが、これからは万々そういうことであつてはならぬと。だから、文言の上では策定されたから、そういうふうにしなれば文言になりませんからそういうふうになります、ここに運輸大臣だつておいでです、厚生大臣だつておいでです。正式に一週間に二回は会ふんですから、そういうことのないように。ただ、いままですつと見ていますと、事務方事務方といつて下の方で物を解決しちゃつて、それがずつと上の方へそのまま行くという傾向がわが役所にはある。そういう点をこれから先生方のお力もかりてだんだん直していけば、これで私は十分に環境庁の意見も通るようになる、こういうふうには思ひます。いまの段階では確かに御心配な点は私はあると思ひます。

○坂倉藤吾君 したがって、先ほど言ひましたようにこの調査資料そのものは、運輸省も含めまして、これはこれ以上の計画なんというものは出てきやしないだろう、調査する能力もまた資金的なものもちよつとむずかしからうと、こう思ふんです。

特にそういう前提に立ちまして、このセンター法が成立をいたします。そうすると、センターをつくるのが許されたわけでありまして、法律でつくることになるわけですね。そうしますと、そ

に、特別委員会の中でこの問題を早くから取り上げていられる。しかもそのときに、この資料は見て相談しているのかと聞きましても知らぬと言っているじゃありませんか。しかも、知らぬと言ったから時間が経過をしているのにまだに見てないような話じゃ、環境行政どうなるのか。それこそ自民党の森下環境部会長じゃありませんか、環境庁あってもなくても一緒だという話、生きてきますよ、正直言つて。私は環境庁というのはもう少し全体に目を注いで、環境にきわめて大きな重要な影響ありと言ふんなら、それはそのままに早くやっぱり情報をつかむ、持っている資料を明らかにさせる、これが私は第一の環境庁の役目だと思ひますよ。

しかも、そういう立場からいまして、この基本計画というのは運輸省も厚生省も——しかも環境白書にこういう調査を運輸省でやっています、厚生省でやっていますと述べておられる。述べておられるがその内容について環境庁は掌握しない、しかも自分の所管の委員会での資料見てませんなんて言えるようなことじゃ、私はそれは恥ずかしい話だと思ひますよ。ばかにされている、まさにこういうふうには言わざるを得ませんよ。そういう立場からいまして、先ほど言つたように、この基本計画というのは明らかにセンター設立後出てくる基本計画のまさにそのものだ。あとこのことによつて本来は、具体的実施計画が出てくる、これに基づいて、いいですか。これがセンターの近畿圏、首都圏に限つては役割りになるんです。ですから、そういう問題ですから、先ほど幾つか言つておりますように問題がある。そういう前提でいいますと、建設省のいわゆる道路の問題等につきましても、そういう性格を持つておれば当然建設省と陸上輸送の問題について話があり、その陸上輸送に関して既設の道路だけでいいのか、新たに道路計画を変更しなきゃならぬのか、新設をしなきゃならぬのかという相談があつてあたりまえの話であり、しかもそれをこの協議にあずかる建設省がそういう目でもって相談に対処する

というのが基本姿勢じゃないのか。資料見てません、資料見てないんですから検討いたしておりません、運輸省、厚生省から物を聞いてませんで、私はお話を知らぬと思ふんですよ。その辺いかなるものでしょうか。

○説明員(豊健君) 今回の計画の十年間のマクロの構想につきましても、私たちが法案の閣議の提出に先立ちまして話は承つておりますし、その範囲で調整をして先ほどのような調整の結果となつたわけでございます。

○坂倉藤吾君 きようはぜひひとつ建設大臣あるいは局長に出てきてもらいたい、こういうふうには注文をつけましたが、所管の法案を審議をされておりますようであるにこたえていただけなかったんですが、ぜひひとつ相談をしまして姿勢の問題改めてください。

次に、調査の候補地なんです、これはたとえは近畿圏の厚生省の調査候補地BあるいはC、これは運輸省もそうなんです、BあるいはCにつきましても、これは現行の港湾区域域内なんです、うか、あるいは港湾区域に少しは入るけれども外へはみ出しておる部分の方が多いんじゃないか、想定されるのは。

○政府委員(吉村眞事君) B、Cと申しますのは神戸港の六甲アイランドの埠頭、尼崎、西宮市沖と思ひますが、これらの水域は港湾区域及び港湾区域外の水域両方にわたつております。

○坂倉藤吾君 そうしますと、港湾区域から外へはみ出して、それは港湾施設として、あるいは港湾管理者が特定港湾のものとして計画ができるんですか。

○政府委員(吉村眞事君) 港湾区域外では港湾施設の計画はできません。

○坂倉藤吾君 予定区域には入っているようですが、その辺はきわめて問題があるというふうには言わざるを得ません。一部はかかっています。ところが、外へはみ出している部分が多い、こういう話になれば、当然これは、権限外のことを計画をし、調査をし、そしてこれセンター法でやら

うとしている、こういう話、仮にそこになればという話になりますので、これはきわめて問題だというふうに指摘をせざるを得ません。

私の持ち時間が来まして、あとこれ予定の半分も行つてないのです、実は、通告をしました大きな柱の。したがって、これでは私はこのセンター法案自体の評価がなかなかできません、正直申し上げまして、できることならば、御協議をいたしてお時間をちょうだいをお願いしたいと思いますし、それから、後もらえないとこれ大変なで物を言つておきますが、ともあれ、このセンター法が提出をされました、審議経過の中で、先ほど確認できましたけれども、減量化、リサイクル化、資源を有効に使うという立場のものはきわめて基本である、これはもう第一の認識で、私は彼意見の不一致はない、こういうふうには思ふんですね。

それから二つ目の問題は、私きよう触れませんでしたけれども、少なくとも廃棄物、特に産業廃棄物等、あるいは重金属とか有害物質等を含む可能性のあるもの、これは下水汚泥も入ります。これらのものを一カ所に大きく集中するということについてはきわめて問題ありと、むしろこれは分散をしまして、あるいは産業廃棄物等については、この法律で、いままでも原則的に決められておりますように、まずみずからがきつと処理をするということを徹底をしていく、こういうことがなければならぬだろう。そういうことを前提にしていきたいと思います、せっかく大変な金額を使つて調査をされてまいりましたけれども、大きな修正をせざるを得ないだろう、データの修正を、こういうふうに思ふんです。

したがって、これから、先ほど提起をしましたような国民運動を展開していこうとすれば、その運動の効果というのがいつごろからあらわれてくるのか、あるいは、あらわれてきたときにどれほどの減量化というののいけるのか。これは先回の運輸委員会でも田先生も指摘をされておりましたように、それそれでやっぱり真剣に試算をされていく、こういうことからいえば、廃棄物を出して

る量、基本的にはその量自体が修正をされていかなきゃならぬだろう。そうなるまいりますよ、いまセンター法で附屬的に出されておりますような大きな、八百あるいは千二百というような埋立地が果たして必要なかどうか。港湾施設として必要なら必要でないんですよ、そのことを私は否定しているんじゃない。しかし、廃棄物処理としてそれだけのものが必要なかどうかというものは、運輸省にしても厚生省にしてもデータ修正を明確にしないやならぬ、これが私は、この審議を通じての結論であらうというふうに思ふんですよ。

したがって、そういう意味から言えば、あえてこの期間中に私はセンター法を、強行してという語弊があるんですが、それぞれの審議振り振つた部分だけ消化したからこれでよろしいじゃないかというものがなくなつて、むしろこれは、次の国会に送つても私は国民に減量化に対するやっぱりキャンペーンを張る、そして、それらの総合的なものができて修正をされて初めてセンター法も納得をしていけるという筋合いのものになるんじゃないんだらうかというふうに実は考えておるわけでありまして、その辺はぜひ大臣、政治的な配慮というものをこのセンター法案に絡んでぜひしていただきたいと思ふんです。

きよう予定しておりましたあと五つの問題というの、たとえば埋め立て量が、東京や大阪で現に計画をされている、計画をされているけれども、料金の安い方へ流れていたり、やみの方が安いからやみの方へ行つたりして、特に産業廃棄物等は計画量だけ、その二つの一も三分の一も、もっと低いんですね、私データ持つておりますが、計画量どおり絶対入つてこないんです。

これは料金の問題もあります。輸送コストの問題もあります。しかも極端な話をいたしますと、大阪なんかではあらわれておりますように、ある廃棄物を出す工場から輸送業者が持つてくるのは、いわゆるトン三千円、それから埋め立て処分場へ持つていってこれ渡すのがトン三千円。そ

うしますと、輸送業者というのとは一体どこで飯食っているんだらう。いわゆる輸送をする車を持って、そうして出す方はトシ三千円で買ってきて受けておる。トシ三千円の手数料というのは、埋立地で処分をしようの、投棄をしようのに払わなきゃならぬ。そうすると、油をたいて車を持って人を使つて、一体どこで生活をしているんだらう、こういう不思議なことが現実には起つてゐるんです。

そういう問題を私全部きょうやろうと思つたんです。ところが時間ありません。大変基本的な問題なんです。これは、そういうような問題を残しておきますので、ぜひひとつ御協議をいただかなければなりませんし、法案の取り扱いについてもぜひひとつ慎重にしていきたいと思います。お願いをして、時間が来ますから、私は一応終わらしてもらいたいと思います。

○竹田四郎君 私に与えられた時間は五十分ですから、これまた中途半端にならざるを得ないと思ひますけれども、後はひとつ委員長で御配慮を十分いただきたいと思います。

きのう東京と川崎を見せいただきました。大変参考になりました。二つが大変違つておりまして、山村部長は行かなかつたんですが、課長は行かれたんです。川崎と東京で、点数つけたら何点と何点つきますか。

○政府委員(山村勝美君) 五十点と九十点ぐらいいじやないかと思ひます。

○竹田四郎君 港務局長は何点と何点つきますか。

○政府委員(吉村眞事君) 六十点と九十点ぐらいいだと思ひます。

○竹田四郎君 私は、確かに見たところは川崎は非常によく、東京は非常に悪い、こう思ひますけれども、川崎の方も、川崎だけはいいんですけれども、まあ私は横浜に住んでおりますが、横浜の立場から見ますとかなり問題がある、こういうふうに思ひます。と申しますのは、川崎はあそこ説明がありましたように、公共残土しかあそこ

へ持つてこさせないんです。川崎は御承知のように工場がほとんど回転しております。その産業残土というのは川崎の業者が横浜へ持つてきて捨てるんですから、なるほど川崎の方には、先ほども言ったようにお二人とも九十点ぐらゐの点数をつけてくれるんですが、お隣りは非常に困る。ですから、あそこだけにいい点つけられても困ると思ひうわけでありまして。

それからきのう見たうちで、厚生大臣に特にお願いしたいんですけれども、確かにハエがかなりおりました。ハエをなくすために薬とハエの競争をやるといふふうには私も実は車の中で聞きました。薬もどんどん強くなる、こういうことであります。

私はなぜこんなことを言うかという、私の身内にも農業で死んだ男がいますから私は特に注意を払うわけでありまして、きのう見ておりました。古い形で消毒薬をまいておるものもあり、こちらに見えました。新しい消防ポンプのような形でまいておるものもありまして、きのうのような日でありますから運転室の窓は開けておりましたが、夏、果たしてあつたうふうに開けておるのかどうかかわりません。そして、見ていますと、霧が行つてゐる先で今度はほかのトラックの方が作業をやつてゐるということになつてゐるわけでありまして、まあ一遍にほんと死ぬということはあるまいと思ひますけれども、ああいう形が続くということになりまして、恐らく肝臓障害を初めとする農業障害というものが私は必ず出てくるんだらうというので、よくあれをあのままではやらないかと、少なくともわれわれが見にいっただから、ああいう防毒面ぐらゐはつけさせて薬まかしてゐるかと思つたら、そういうことをやつていない。

これは厚生大臣、ぜひもう一回点検してみてください。薬の強度がどのくらいなのか私よくわかりませんけれども、あのままでは、やっぱりああいう仕事にタッチしてゐる皆さんの健康があれによつて害されるといふたら、これは目的と相反するわけでありまして、これはぜひひとつ厚生省で一回点検していただいて、安全な作業ができるようにさせていきたいと思います。が、ひとつ、その点お約束していただきたいと思います。

○国務大臣(村山達雄君) ただいまの竹田委員のお話でございますが、早速調査いたしまして適切な措置を講じたいと思つております。

○竹田四郎君 そこで、まあ東京に五十点、六十点つけられたということで、評価が大分違つて私もおどろきました。でも、きのうも途中でどなたかから御説明があつたわけでありまして、東京のような埋め立てをやつておる土地になりますと、それが港務局で出しているような土地の有効利用にするまでは、ガスを抜いたり地盤の沈下がとまるまではできませんから、三十年、四十年かかると、そうならなければ使えない、こういうふうなお話があつたわけでありまして、今度のこのセンターも、そういう生ごみは入れないといふことを約束しているわけでありまして、それでは、東京都の場合で、生ごみを排出しなかつてもいいような状況になるにはどうしたらいいんですか。

恐らく東京都も、好きこのんで生ごみをあそこへ持つてきてゐるんじゃないかと思ひます。でも、恐らくほかの処理ができないから生ごみをあそこにもつてきてゐるというところであらうと思ひます。が、ああいう形になれば、今度のこの最終処理場の、期限の問題もあるだろうし、あるいは後の有効利用の問題もあるし、いろいろな問題があるんですが、少しでもああいう生ごみが入るといふことになれば、私は非常に問題になるんじゃないかと思ひます。だから、そういう中間処理といふものが、前処理といふもので、そういうもののが徹底にされるのが川崎のようであらう埋め立てができる根源だろうと思ひます。

川崎だってまだ私は問題があると思う、産業廃棄物についてはお断りしてゐるんです。コンクリートのかけらとかブロックのかけらとか、そういうものは来ていないわけでありまして、

まさに理想的だろうと思ひますけれども、そういう前処理を徹底的にさせなきゃならぬと思ひますが、これは厚生省、大生ごみで処理している、これは首都圏だけでいいです、今度の関連に入ると思われる市町村、どのくらいの市町村があつて、どのくらい生ごみがいま出ているのか。完全に焼却場を持つて焼却しちやつてゐる、中間処理あるいは前処理を完全にやつてゐる市町村といふのはどのくらいあるんですか。

○政府委員(山村勝美君) 市町村の数ちよつと手元にございませぬが、ごみ処理施設が三百七十六施設ございまして、首都圏につきましても見ますと、現在焼却率は排出量の約六六%ということ、これは五十三年末の統計でございまして、可燃物が大体八割でございまして、八五%程度は焼却されておるといふ実態にございまして。

○竹田四郎君 厚生大臣、私は、それをまづなくしてしまわないと、幾らりっぱな埋め立て場ができて、幾ら車が走つても、やっぱりそれが少しでも最終処理場に入るんでは、これはいけないと思ひます。東京都が私はその点では一番大きな問題を持つてゐるだらうと思ひます。東京都にまづ可燃物の焼却場を全部つくる、この計画と埋め立ての計画とがマッチしないと、いままでずっと皆さんが心配されてゐたような事態といふものが起きると思ひます。これは東京都はどうしますか、東京都の場合は、東京都はまだ完全に、この間も三分の一ぐらゐを生であそこへ持つてこられるんだといふお話を私はあそこ聞いたわけでありまして、けれども、それをなくするには少なくともかなりまだ焼却場をつくらにやいかぬだらうと思ひます。東京都に対してはどうしますか。

○政府委員(山村勝美君) 現在、東京都の状況は、一般家庭から排出される分につきましてはほぼ全量焼却をいたしております。ただ、事業所等から出てまいります一般廃棄物、これが生のまま捨てられておる、焼かれておるのはせいぜい二四、五%である、その残りの七十%は生で入つておるといふ実情にございまして。

これはほかのところでもきつとそういう問題があると思うんですが、これはやっぱりセンターをつくらうとする、考えている政府において全責任を持つてそういうものをちゃんと合わせるような現実のある、ただ計画だけあつて、そのとき行つたらだめだということじゃだめになると思うんですが、そういうものを早くつくらないと、私どももこの計画がのどから落ちていかないんですね。それで、ああいうりっぱなところを見せていただけたから、ますますその気持ち強くしてしまふんですよ。ですからその辺を、いついつまでに、どういふふうに東京都と相談して決めて、それを

示したい、かように思っておるところでございます。

○竹田四郎君 それから、先ほども坂倉さんからお話が出たんですが、汚泥の問題ですね。私は、汚泥の問題というのは大変厄介だし、汚泥の問題の処理の仕方いかんでは、かなり減量をするという目的が達せられるのか、あるいは減量ができないのかという点は、この辺にかなりあると思うんですね。で、この汚泥は一体どういうふうに処理するんですか。これは何も東京都だけから下水道の汚泥は出るわけのものじゃありませんね。あっちこっちの方から出てくるわけですよ。神奈川県

それで、そういうことをしないと、一つは、近畿圏をメンバーにしてそういうものをつくるんですから、責任体制というのはどうしても薄くなると思うんです。一つの市町村なら一つの市町村が責任を持ちますけれども、いろんな市町村で、大きいのも小さいものもある。豊かな市町村もあれば貧困な市町村もある。あるいはそれが必ずしもその市の職員が責任を持ってやっているところばかりはない。あるいはどこかの業者に頼むというようなことにもなりますと、ちゃんとそういう処理をしてくればいけないけれども、何かのほかに

と竹田委員の御指摘で私は感づいたわけでございますが、そういうことも今後あわせて検討してまいりたいと、かように思っております。

○竹田四郎君　私は、下水の汚泥というのは、牛ほども申しましたように、やっぱりいろいろな毒物が入っている可能性があると思うんですね。そこで建設省に、一体いま下水道の汚泥というものはどういうふうに、大きなところは適当に処理していると思うのですよ、りっぱに。小さなところでは一体どんなふうに処理しているのか、市町村などでどんな処理をしているか、それをちよつとお話しいただきたいと思うんですがね。

それでも一つは、一緒に言っちゃいます、時間ありませんから。私も建設やって存じ上げています。公共下水道という工場の下水、これも入れなくちゃならぬということですね。工場の下水は市ではシャットアウトしますと、そこには補助金くれないんですけど、そうすると、私は、工場の重金属類というものは必然的に下水道へ入ってくるということになる。下水の汚泥にそういうものは蓄積すると思うんですね。そういう意味では、恐らくそれは、企業が流すのにも一定の基準というのをつくっているとは思いますが、いつもそれを監視しているわけじゃないんです。だから、ときどき、これは重金属じゃありませんけれども、メッキ廃液で魚が浮くということが新聞によく出るわけがありますから、あれは限度をオーバーしているということでありますからね。そういう意味では、公共下水道にそうした企業の下水を入れるか入れないかということは、学界でも大論争になっているというふうに聞いているんですがね。

私はそういう意味では、こういう施設をつくるならば、そうした重金属を使っている、あるいは毒物を使っているような企業の下水は、そこで処理してもらって、そうしてこういう公共下水道に入れないということにしないと、私は、重金属の被害というのがよけいに広がっちゃう、こういうふうに思うんですが、どうなんでしょう。

○説明員(幸前成隆君) お答えします。

まず第一点の、いま市町村で下水の処理をどういうかに行っているかという点でございますが、下水の処理は大別いたしまして、水の処理とそれから汚泥の処理と、二つの処理をいたしませんと、われわれ下水の処理は完結しないと考えてございます。

汚泥の処理に当たりまして大事なことは、汚泥の中に含まれております水分の減量化を図りますこと、それから、下水の中に腐敗しやすい有機物がございまして、この質的安定化を図りますこと、それからその安全化を図りますことでございます。

現在、その安全化を図りますこと、この処理場におきましても、まず濃縮を行って、それから消化を行って脱水をする、こういう一連の処理過程を通じて後処分している状況でございます。

それから二点目の工場排水、特に有害物質についての下水道の物の考え方についての御質問でございます。

この点につきましては、私も下水道と申しますのは、市街地の下水を排除して処理するための都市の基幹的公共施設としての性格を持っておりますこと、それから下水道の整備目的といたしまして、居住環境の改善、それから公共用水域の水質保全等を図ることにあつて、家庭排水、工場排水の区別なく、市街地で発生する下水をすべて受け入れるのが効果的かつ適当であると考えておるところでございます。

ただ、おただしのように、すべての工場排水を無条件に受け入れておるのかといふと、そうではございませんで、重金属等終末処理場で処理することが困難な物質等を含みます工場排水につきましては、下水道法におきましては水質汚濁防止法と同様の基準を定めまして、工場の責任におきましてこれらの有害物質を処理していただきまして、基準に適合した上で下水道に受け入れることとしておるわけでございます。

○竹田四郎君 たてまえはね。

○説明員(幸前成隆君) はい。そのために除外施設の設置義務あるいは直轄制度改善命令、こういった一連の規定を設けておるところでございます。

ただ、先生御指摘のように、現実におきましてはなかなかたてまえどおりに運用されていないという面も確かにございます。ただ、私どもとしてはこの制度に沿った実行が図られますように、今後十分監視を強めていきたい、また、工場に対してもこれらの規定を遵守するように指導をしていきたいと考えておるところでございます。

○竹田四郎君 そういふことをおっしゃって、核の存在、寄港ということと同じでね、だれも信ずる人はいないんですよ。これは川だからまだわかるんだけれど、魚が浮くから。新聞も書く、子供もわかるけれども、下水道じゃますます地面の中にあるんだからわかりやしない。だから、それは口だけでおっしゃるんですが、結局そういうものが完全に硬化されて埋立地へ持ってきたら、これはまだ東京湾では心配が一つあるんです。これは港湾局長に聞いた方がいいかどうか知りませんが、東京湾の地震というのはどのくらい起こるんですか。

○政府委員(吉村眞事君) 回数等はちよつと現在資料を持っておりますが、かなり日本の全土の中では頻度の高い位置だと思ひます。

○竹田四郎君 じゃ私の方から申し上げますが、ちよつと埋立てると言われている付近ね、品川の台地の付近、これは一八五五年にマグニチュード七の地震が起きてますね。それからちよつとわずかに離れた皇居の北の方、この方で見ますと一六四九年、やっぱりマグニチュード七・一。さらにその近くで、町はどこかわかりませんが、一八九四年、マグニチュード七、そしてこの線はどうも荒川断層に沿ってますね。沿っているようです。ただ、戸田付近までは荒川断層というのはいくつかわかっております。それからあとの方は——これは国土庁の資料ですよ。私がつくったわけじゃないんです。国土庁の資料ですよ。それによりますと、「沖積層下にあるため詳しい位置不明」と書いてある。これは東京湾にいつていけるのかもしれない、いつてないかもしれない。あなたの方は軟弱地盤を調査をやる、こう言っているのです。この断層の調査はやるんですかやうなものです。

これはむつ小川原で例のタンクの下に活断層があるとかないとか言つて大騒ぎになつて、最後どうなつたかよく知りませんが、私がなぜこういふことまで言うかといふと、さっきの汚泥の問題ですよ。それで、護岸の岸壁がどのくらい強さでどういふふうにつくられるか、これは一つそこにも問題があると思うんですが、絶対に護岸が割れない、傷つかないというならこれはありがたいと思うんですが、傷つくということになりますと、これはやっぱり長い間そこから湧出液が出て、長い間には東京湾を汚す、こういうようなこともありますからね。私はそこまでやっぱやるなら調査をしてみたい。それで、そういうところはできる限り避ける必要があると思うんですよ。

そういう調査もしないで、何か浦安沖とかなるとかかんとか言われるということになりますと、そういう不安も私も私どもは考えなくちゃいかぬし、それからもう少し南へ行きますともう一つ断層があるかもしれないんです。立川断層というのがおたくの方、南の方の埋立ての影をつくつてあるところへ行きますと、それぐらいの断層があるいはできているのかもしれない。ですから、その辺までちゃんと調査をしてくれませんか、やがて毒物が湧出してくるといふような問題も私は心配するわけです。

そんなことを心配する必要はありません、こう言われればそれで済みますけれども、やはり一般としてはそういう問題も最近地震の話も出てくるわけでありましてから心配せざるを得ないし、またそういうことも調査をして、なるべくなら避けるのが私はベターじゃないだろうか、こう思うのですが、これは大臣、金がかかりますから大臣の方でがんばつてもらわないと、局長だけでは話じやないと思ひますから、これ、大臣からちゃんとした返事をいただいておりますか、大臣からやがね。これはやっぱり調査してほしいのです。

○政府委員(吉村眞事君) 先生御指摘のようなことで、断層につきましては、現在の時点でははっきりしない。われわれ過去の文献等の調査はかまひやっておりますので、現在の時点ではまだはっきりしないということ、今後調査をする必要はあるかと思つております。

そして、護岸の構造でございしますが、先ほど申し上げましたように、東京は非常に地震の頻度の多いところでもございしますし、設計をいたします場合に、通常考えております大震災程度の地震以上の設計条件を使いまして設計をいたします。したがって、マグニチュード七ぐらいの地震を通常は目指して、それでも壊れないというような構造に通常はいたしますけれども、断層の調査につきましては御指摘のように今後できるだけやっていきなさいと思っております。

○竹田四郎君 できるだけやると困るのだよ。

○国務大臣(塩川正十郎君) 断層と予定地との関係、これも調査するようにいたします。それと同時に、また先ほど局長が言っておりましたように、地震対策というものは、ある程度今度のフィージビリティの中では考えておることでございますが、それはどの程度まで踏み込んでいけるかということについてさらに十分なあれをする必要があらうと思っております。

それと、なおそういう重金属質のようなものも含まれておるような、そういうものの懸念のあるものを扱う場合の底のあり方と申しましようか、護岸と底の関係をやはり設計上配慮していくということ。これは事前調査の場合もやっておるわけでございますが、それらは確実に効果のあるようにやったりしなければならぬだろう、こう思っております。

○竹田四郎君 恐らくこの設計というのは、いままでの海の泥を上げて埋め立てをやる、そのときぐらゐの恐らく基準の設計であらうと思うのですよ。それじやだめだと私は言うのです。中に毒物があるというぐらゐのつもりでやらなくちゃいかぬし、幾ら設計上はよくたって、工事の途中で手抜きがあつて割れたりするということだつて、これはないわけじやない。ですから、よほどその意味では私は厳重にやつていただかなくちやならぬ、こういうふうな考へるわけでありませう。

そこで、建設省にちよつと伺ひたいんです。四月の三十日の官報を見ますと、国道四百九

号、川崎—成田市、これが国道に昇格指定というのですか、されてゐるわけですが、どうして海の中に道路ができるのですか。私は少なくとも海の中には道路はできないと思つたのですが、どうして海の中の航路を道路に指定するのですか。何の根拠で航路を道路に指定できるのですか。私は道路法を持つて読んで見たのだけれども、道路の附属施設には渡船施設とか、そういうものは書いてあります。しかし、海の中の渡船は道路というふうには書いてないですね。昔の旧道路法は確かに渡船というののもあつたのです。今度渡船というのはいわゆる、道路法施行法によつて旧法は一切廃止すると書いてある。経過措置が幾つかあります。あるけれども、その中にはそういうことを書いてない。どうして川崎から木更津通つて成田が国道の四百九号に指定されたんですか、よくわからないのです。これは。

○説明員(萩原浩君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、去る四月三十日付の官報をもちまして今回国道の昇格の指定を行つたところでございします。そのうちの国道四百九号でございしますが、これは川崎から木更津を經まして茂原、それから成田へ至る国道でございします。これは道路法第五條第一項第二号に規定いたしております重要都市または人口十万人以上の市と高速自動車国道または第一項の一号該当の国道というののございします。第一号に規定する国道と連絡する道路という条項に該当するものとしたしまして指定をいたしたものでございします。

先生御指摘の海上ルートの問題でございしますけれども、この海上ルート関係につきましては、すでに今回新たに指定をいたしましたものを除きまして、十数路線を海上ルートとして指定いたしております。渡船施設、いわゆるフェリーと俗稱いたしておりますけれども、私どもはこのフェリーを道路法上の道路として位置づけるといふふうに考へておりました。それをもちつて読んでみるところでございします。ちよつといま詳しい条文につきましては、大変あれでございしますが……。

失礼いたしました。道路法第二條「この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設」といふふうに規定をされておりました。渡船施設は道路法上の道路として位置づけられてゐると存じます。

○竹田四郎君 旧道路法は渡船といふのがあつたんですよ、はつきり。渡船といふのがあつたんですよ。それは廃止することになつてゐるんですよ。旧法は廃止することになつてゐるんですよ。フェリーを渡船施設と言へますか。フェリーを渡船施設と一般に言へますか。

○説明員(萩原浩君) 私どもはこの法律で読んでおります法律上の用語としては渡船施設といふふうに読んでおりますが、フェリーといふのがいわゆる俗稱であらうといふふうに考へております。

○竹田四郎君 この議論は運輸委員会ですからこれ以上しませんが、昔は渡船と書いてあつたんですよ。それを廃止したと書いてあるんだから、渡船施設の中に渡船入れるといふのは私はおかしいと思ふんですよ。それは官庁の常識であつて国民の常識じやない、こういうふうに私は思ひますが、もうこれ以上議論はしません。

ところが、フェニックス計画が出て道路の問題が非常にやかましくなつた。自民党は横断道路をつくらうじやないかといふような、そういう世論を盛り上げて、たしか経企庁長官も道路をつくらうじやないか、こういうことですが、いまの解釈は一つ解釈ですが、近い将来、こゝへ横断道を、横断道路をつくらうといふことじやないですか。

○説明員(萩原浩君) 今回国道四百九号を指定いたしました条項といたしましては、先ほど御説明した条項でございしますが、実態といたしましては川崎—成田間といふものにつきましては、川崎と木更津間の海上ルートも含めまして、特にこの海上部分については交通量が非常に多いございします。そして東京都、神奈川県、それから千葉臨海

部、房総半島内陸部あるいは茨城県臨海部と広域的に連絡する道路であるといふふうな位置づけをいたしますと同時に、御承知のように五十二年に新東京国際空港が開港いたしました。成田と羽田空港との空港連絡ネットワークの確保といふことで今回指定をいたしましたものでございします。今回の指定は、私ども先ほど申し上げましたように、渡船施設、俗稱のフェリーといふものを考へて指定をいたしたわけでございします。

一方、先生御指摘のように、現在、川崎—木更津間におきまして東京湾横断道路の構想がございします。この道路につきましては、五十一年度から日本道路公団におきまして調査をしてゐるところでございします。しかし、今回の国道指定はこの構想といふものとは無関係に、前提としたものではなくて、もっぱら地点間の道路交通の性格を明確にしうといふことで指定をいたしたものでございします。

なお、先生御指摘の東京湾横断道路の取り扱いでございしますけれども、この点につきましては、事業の効果であるとか所要の事業費と採算性の問題、あるいは環境問題、水需要の問題、財政上の問題、いろいろございします。これの事業化に当たりますてはなお慎重に検討する必要があるといふふうに考へております。

○竹田四郎君 この間、私もバスで上陸して通つた道がその道路になるのかどうなのかよくわからぬ、今度の国道指定になつたところは、川崎のどこから国道になるんですか。あのフェリーのわかれが飯を食つたあそこから国道になるんですか、それともわかれがバスで走つたところが国道になるんですか、どつちですか。

○説明員(萩原浩君) 道路の区域の決定につきましてはこれから検討をいたしますが、ただいま申し上げましたように、川崎—木更津間につきましては、そのフェリーの航路を考へております。それで、先生御指摘でございしますが、その現地視察に私同行いたしておりますのでちよつとわからないでございしますけれども、いずれにいた

すが、その論議の中で最終的なごみの広域処理場については、いわゆる各市町村別に分散することがベターなのか、今回の法案のように広域的な処理場として一括処理した方がベターなのか、この論議もなされたわけであります。

実際、現実の問題といたしまして、このごみ処理の実態をながめてみますと、本来ならば、このごみの処理というのは、各市町村の固有の事務でございまして、それぞれの市町村が処理することとが最も好ましいことであろうというふうに思うわけでございします。しかし現実的にはそれが非常に困難な状況に陥つてしまつた。したがって、今回のこの広域処理場の建設というのが計画をされた。こういうふうにいままでの論議の中で明らかになつてきたわけでございします。そういう最終的なごみの処理場をつくることについてはどうなつても私は最終的には異存はないのではないかと存じます。ただ、その過程におけるあるいは方法における、あるいはまた公害という立場から考えた場合の危惧、そういった一切の問題が明らかになつていないために、いろいろな問題をいま提起されていくと、こういうふうになつてくるのが、最も妥当な考え方ではなからうかと思うのであります。

そこで、広域処理場ができませんと、私は安易にごみの処分ができるということ、いままでも自治体が進めている廃棄物の減量化の方向がむしろ後退をしていくのではなからうか。こういうふうな心配をするわけでございします。その点についてはどのように認識をされておるか、まず伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(山村勝美君) 廃棄物を広域処理場に受け入れる場合には、法律の二十条二項四号にございしますように、受け入れ基準を、減量化が妨げられないような基準を定めまして受け入れていくということとしておりまして、この中でたとえば生ごみは入れずに焼却したものを入れるとか、あるいは汚泥についてはある程度以下の含水率に脱水をしたものであるかというようにことを予定

をいたしております。そのことを基準によつて一つは各市町村並びに事業者の減量化の努力が当然に行われるものと考へております。一般的には、地方公共団体につきましては廃棄物処理計画というのがあると思いますが、その中で十分減量化その他を織り込んだ計画を立てまして、それをチェックした上で広域処理場へ依存すべき量というものを考へていくというようなことについても配慮してまいりたいというふうに考へております。

○桑名義治君 そこでお尋ねしたいことは、今後ごみというものは、ますます膨大な廃棄物を生み出していくということは火を見るよりも明らかであるわけでございします。そのために次々に処理場をつくっていくということになれば、これはもう完全に大都市周辺の海はごみの処理のために海があるというふうな感じになつてしまつてそれがあつたわけでございします。

そこで、いろいろいままでの論議の中でも重ねられてきたわけでございしますけれども、これをどういうふうにして減量化をしていくか、あるいはこれをどういうふうにして資源をリサイクルしていくか、そういったところにやっぱり視点を置いて考へなければ本意のごみ対策にはならない、こういうふうな思ひ方でございます。この点についての政府として基本的な方針、あるいはまた技術開発の方向というものをどういうふうな考へておられるのか、まずそこを明確にしておいていただきたいと思います。考へておりますが、よろしくお願ひします。

○政府委員(山村勝美君) 減量化の方策につきましては、端的に申し上げますと、減量化、資源化施設を整備すること、その前提として物質回収を推進するための分別収集を進めることと同時に、まだまだ資源化の技術がおくれておりますので、技術開発を進めること等によつて推進していく必要があらうと基本的に考へております。

なお、一般廃棄物とはもとよりでございますが、産業廃棄物につきましてはきつめて多種多様におつたわけでございします。その一つ一つについ

てどういう方法が実施可能であるか、経済性があるかということについて技術開発を進めていく必要があらうというふうな考へております。

○桑名義治君 そこで、私、ただいまの部長の答弁は確かに一つの方向を示している、あるいは考へ方を示しているということにもなるかもしれない。だけれども、ここに来ていままらというふうな感もあるわけですが、現実はどういう方向で進められていくか、こういうブランドができた、こういう減量化の方法をいま一部実施している、こういう具体的な話を持つてこなければ意味がないと思うのです。何だかこの法案が出てきたから答弁用に答えたというふうな答弁ではどうなつても得できないのではないかと存じます。

で、また減量化が非常に厳しい局面に常に立たされていく一例を挙げたかと思つておりますが、減量化の一つとして過剰包装、この問題が大分議論をされたわけでございします。過剰包装については、流通コストあるいは資源の有効利用という観点から、通産省は昭和四十七年の九月、繊維雑貨局長名で包装の適正化の推進についてという通達を出しておられるわけでございします。その後合理化についてどういうふうな改善されたのか、通産省にお答え願ひしたいと思います。

○説明員(合田宏四郎君) 御指摘のとおり、通産省といたしましては、繊維雑貨局長名で商品の特性に即応した適正な包装に関する自主基準というものを作成を、関係の製造事業者団体及び卸売事業者に、これは農林省、厚生省でございしますが、協力依頼などをいたしまして、従来から適正包装の推進に努めてまいつたところでございします。この結果、現在までのところ、私どもの要請に応じて適正包装基準の自主基準を作成した団体というのが、要請した団体のほとんど多数、約八割近く上つております。ただ、いづれにしましても適正包装の推進は、御指摘のとおり非常に重要な課題だと私も考へておりますので、今後とも事業者団体等に対しまして包装の合理化の推進につい

て十分な指導をしてまいりたいというふうに考へております。

○桑名義治君 確かにいまの御答弁にありましたように、適正化の推進について通達を出して、その後施策を推進してきたかもしません。しかし産業構造審議会紙パルプ部門が五十六年の三月末に発表しましたいわゆる過剰包装の評価のアンケートですね、この調査結果を見ますと、改善されてないのが六〇％なんです。この中でむしろ過剰になつたとする割合が二〇％あるというんです。そうなつてくれば、通産省は確かに通達は出した、その重要性もよく認識をしている、そしてこの通達に沿つてほとんど効果があらうように実施体制を推進してきたとは言いがた。現実には産業構造審議会の紙パルプ部門ではこういうふうなアンケートの結果が生まれてきているわけですよ。

ということ、逆に悪くなつていくような感じがするわけですよ。実際に改善されてないのが六〇％ですよ。その中でむしろ過剰になつたのが二〇％ですよ。ここに非常に再資源化という問題がむずかしい問題を抱えている、あるいはまた、ただ単に通達一本を出して一切合財が事終るんだという、そういう意識があるんではないか、こういう意識の中でどんなに議論したって、どんない方策を立てても、私はこの問題は解決しない、ごみの問題も解決しない、こういうふうな思ひ方でございます。この点をどういうふうにお考へになつておられますか。

○説明員(合田宏四郎君) 特定の物品の包装が適正であるか否かを判断するというのは非常にむずかしいわけでございまして、ポイントが幾つかあるわけでございしますが、まず、その包装によつて内容物が十分保護されておるか、あるいは先生おっしゃる通りに、商品以外の空間容積が必要以上に大きいかどうかという点、いろんな点を総合的に判断する必要があるわけでございします。この点に關しまして、通産省としては判断基準として従来から適正包装の七原則というのを業界に

示しまして、業界の自主基準、自主規制というのをやってきておる最中でございます。

御指摘のデータは、確かに八〇年代の紙パルプ産業ビジョン策定に当たった昨年の九月に行われましたアンケート調査の結果でございます。

おっしゃるとおり、余りいい結果ではございませんが、私もこの適正包装の七原則に即して適正な包装の実現に努めてまいりたいというふうに考えております。

○桑名義治君 ですから、現実にはこういうアンケートが出たということ認められたわけでございますけれどもね。では、こういうふうないわゆる自主規制というのが守られていないというこの一点ですね。この点、今後どういうふうな具体的に推進をしていくかというところに私は今後の問題があると思うのですが、その点についてはどういうふうな方策で自主規制を守らしていくかと、こういうふうにお考えになっておられますか。

○説明員(合田宏四郎君) アンケート調査の結果に反映されている実態でございますけれども、一部にはやはり包装資材の問題その他がございますので、私どもの関係団体で社団法人日本包装技術協会というところがございまして、そこで包装資材なり包装機械なり、あるいは標準化の問題について研究等を行っておりますので、そこを通じていろいろな指導をやつてまいりたいというふうに考えております。

○桑名義治君 時間が私も五十分でございますので、次々に進んでいきたいと思います。次に、ちよつとお尋ねしておきたいことは、建設業者がいわゆる建設残土を搬入する場合の料金の算定をどういうふうになさろうとお考えになっておられるのか、あるいはまた、あらかじめ業者ごとにそれぞれが予納金を納入していなければ、この残土を投棄できないのかどうか、この点はどういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(山村勝美君) 処分料金につきましては、処分に要する費用を処分量に応じて算定さ

れるわけで、基本的には廃棄物の種類ごとにその性状あるいは処理方法が異なることによります。個別的経費を考慮いたしまして、そのもとになりまして施設の建設費、運搬管理費のコストから補助金、土地評価額等を基礎として決定するというところでございまして、陸上残土につきましては、その性状が跡地利用への寄与度が比較的高いということも考えられまして、現在実態を見ますと、たとえば土一に対して汚泥は〇・五であるとかいうふうな係数を用いて料金に若干差をつけておるといふふうに承知いたしております。セクターでもそういう配慮が行われるものと考えております。

また予納金につきましては、一部の長期かつ継続的に廃棄物を投入する事業者に限定をするつもりでございまして、すべての排出事業者から予納金を取るということは考えていないところでございます。

○桑名義治君 それはあたりまえのことでございますけれども、そうすると、今度考えられますことは、たとえば先日、川崎に視察に行ったわけでございますが、このときの川崎の最終処理場の残土については、公共事業を推進するに当たって出した残土に限ると、こういうふうに限定をされていたわけでございますが、この点はどのようなふうな考えておられますか。

○政府委員(吉村眞事君) この今回の事業におきまして、公共事業に起因する残土に限るようには考えております。

○桑名義治君 そうしますと、大中小にかかわらず、とにかく公共事業にかかわった建設業者の残土は、全部引き受けるということですか。

○政府委員(吉村眞事君) 大中小は関係ございませぬが、捨てられるところがあればできるだけほかのところへ捨てる、あるいは利用できるところへ利用した後に、どうしても利用したり捨てる場所のないものを持つてくるということでございます。それから、結果を見れば恐らく大企業の場合の方がそういういたはるところへ持つていく方法をたくさん持っているように思います。したがって、

結果的には中小の方が多くなるだろうと思いが、その辺は区別なくそういったふうにはかきませんが、公共事業から出たものは入れさせるといふふうに考えております。

○桑名義治君 局長、その認識は反対です。いま残土の捨て場所に猛烈に困っている。そういう認識でこの問題に取り組んでもらうたら大間違いですよ。私は福岡県におるんですけれども、福岡市なんというのは本当に困っているんです。残土どこに捨てるかということ。だから、次の次の町村の山の中にこの残土捨て場だけを専門にした業者がいるくらいなんです。その業者がまた山の谷合いを一生懸命探して回っているんです。そういう状況下にある。そうすると、いまの局長の考え方というのは全くおかしいですよ。たとえば福岡市というのには御存じのように、いま地下鉄を建設の途上でございます。地下鉄から出てくる残土というのは物すごい量があるわけですね。この捨て場に困っているのは、右往左往している。じゃこれを受けているのはこの会社が受けているか、これは大企業でしよう。そういう認識おかしいですよ。訂正した方がいいですよ。

○政府委員(吉村眞事君) 大企業の方がいろいろな事業とのやりくりができてやすすいだらうというふうには申し上げましたが、これは実情を調査して申し上げたわけではございませんので、

○桑名義治君 そういう甘い考え方はだめですよ。やっぱりもう少し実態をながめて、その上に立つての討論でなければならぬと思ふんです。そして法律に取り組んでいかなきゃいけない、こういうふうには私は思ひます。それは全く違いますよ、認識が。大企業ならば大企業だけに、大きな建設あるいは土木会社であればあるほど大きな事業を手がけるわけ。大きな事業を手がければ、それだけ残土やいろんなものが出てくるんです。現実にはこういうふうな大きなビルを建てかえるでしょう。ビルぶつ壊しちゃうでしょう。これ小さい企業がやるわけじゃないですよ。じゃ、それどこへ持つていくか。事業量が多いだけに、今度は

その持つて行き場に困っているというのが現実なんです。だから、そういう認識は変えてもらわなきゃならぬ、こう思います。

で、こればかりにかかっていたら次へ進みませんから次に進みます。

次にお尋ねしておきたいことは、いわゆるセクターがで上がる。そのときには関係の地方公共団体の職員の方々が行かれる、一部です。派遣をされる。あるいは出向をされるかも知れません。それと同時にセクター独自の職員もまた採用されると思うんですよ。ところが、セクターの期限というものが大体決まっております。現在の期限よりまだ延びるかも知れない、早くなるかも知れない。そのときにいわゆる地方公共団体から出向なり派遣された方々は、それぞれの地方団体に帰ることできます。だけれども、セクターそのものになるのか。そこまで果たして考えて今この問題の処理しようとなさつておられるのかどうか。そこら辺が明確にならないと私は非常に大変なことが起こる、こういうふうには思ふわけでございしますが、この点はどういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(吉村眞事君) プロパの職員が、セクターの業務が終わって解散をするような場合の退職の条件等について、具体的には現在の段階では決めておるわけではございませんけれども、こういった問題は大変重要な問題でございまして、セクターのプロパの職員が安心して仕事ができるようなことを考えていかなければならないと思ひます。

○桑名義治君 私は、この問題は非常に重要な問題ですから、したがって、これただ単に局長の御答弁ではなくて、大臣の御答弁をいただいております。

○国務大臣(塩川正一郎君) これは相当先の話のことでございまして、その十五年、二十年前に先のことを見通しての子見はいまから申し上げることはできませんが、おおよそこういう地方自

治体並びにそれに関係いたしますところの団体等の職員の処遇につきましては、それぞれできる限り転職をあっせんしておりますし、また自治体の関係の中で吸収することもございますし、また年齢がきまして退職を希望される人に対しては、自治体に準じた退職慰労金というものを支出しておるような次第でございますから、これが一般の企業の倒産というふうな、そういう事態には当てはまらない扱いになろうと思っております。

○桑名義治君　そういう問題について、将来の問題を予見することはできないというふうな前提があったわけでございますけれども、しかし、よく考えますと、これは出発して十年なり二十年たった。高校を卒業して入った方々は二十年たつてもまだ元気でございます。三十八か三十七です。そういう方々に転職なり、あるいは地方公共団体がまた吸収をするというふうな何らかの形というものを、一定の形の形というものをきつと基本計画なり、あるいは実施計画の中にうたつておく必要があるのではなからうか。そうしないと安心して働けません、先が見えていくわけですから、地方公共団体ならずと半永久的に続きます。しかし、こういうセンターというものは事業が終ればそこでストップですから、ストップするということは、予見することではなくて、これ完全にストップするということが確定しているのですから、したがって、そのときの身分というものは基本計画なり、あるいはまた実施計画の中にはきちつと一項目うたつておく必要があるのではなからうか、こういうふうな思ひやうでございますが、その点どうでしょうか。

○國務大臣(塩川正十郎君)　一つは、これは将来のことでございますから、いま私が確約できるわけじゃございませんが、結局、土地がで上がるわけでございますから、その土地の利用についてのまたいろいろな事業が開始される。たとえば公園の管理というものも起つてまいりましょうし、あるいはまた、これを港湾の施設の一部として上屋というものも建設されてくるかも知れな

だろ、あるいは民間企業でその土地を利用することもあるだろう。そういうものに対するあつせんというものが、これがやはり中心となるであらうと思つたりいたしますし、それにいたしまして、過去、たとえば外貿埠頭公園の今度廃止に伴います就職あるいは転職の過程等を見まして、年数はかなりまじりうが、誠意をもつてその解決に当たるならば、それほど大きな不安を起さないようにならうと。ただ、そういうことは管理者の方の心構えとして持つことがまず第一のことだろうというふうな思ひやうで、基本計画を作成し、提出いたしました段階におきまして、そういう点についてなお入念に念を押しておくようにいたしたいと思ひます。

○桑名義治君　次の問題に移りたいと思ひますが、センターの最終処理場の跡地利用の問題につきまして、あるいはまた公害問題、こういういろいろな問題を考えますと、従来の最終処理場の現状から見て、生ごみは投棄しないということとを大前提にしていかなきゃいけないと思ひます。

過日の視察で東京都の最終処理場を見てみますと、生ごみがほとんどございまして、先ほど議論の中にもございまして、あの生ごみは、実際に完全な土に還元するには三十年かかるとか四十年かかるというお話がございました。それと同時に、あちらこちらにガス抜きパイプが打ち込んである。このガスも最盛期になれば非常に高い濃度を出すというふうなお話でもございまして、そういうことを考えますと、実際に生ごみを捨てた場合には、跡地の利用というものが全くできなくなつてしまふ。で、その話を局長にこの前ちよつとふろの中でお話ししましたところが、そういうところはお話ししたところで公園にするんだというところで、計画的に埋めればいいというお話でございますが、それじゃ臭みはのかないとか、こういうわけで、残土をよけい重ねればいいのか、こういうことでございましてけれども、現実には東京都の話ではそういうことではなくて、土も固まらな

たつて火事になるおそれだつて当然出てくるんだと、こういうことになれば、幾ら土砂を上から深く置いてもこれはやっぱり無理だと思ふ。

ところが、先ほどの御答弁の中にもございまして、首都圏あるいはまた関西周辺の今回のこの計画の中の各市町村の中では、三〇%ぐらいの生ごみがあるというお話でございました。そうなつてくれば、これと両方相まって完全な埋め立てができるという、跡地ができるという状況に持っていくためには、これは大変なことではございまいけれども、基本計画あるいは実施計画の中に生ごみは捨てないというこの一項目を入れることが私は非常に重要なことであらうと、こういうふうな思ひやうでございますが、この点は挿入する意図がありますか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(山村勝美君)　御指摘のとおり、生ごみを投入することによりまして処分地の安定が悪く、跡地利用ができない、かつ処分空間の有効利用も妨げられるというふうなことで、今回の広域処理場への投入を認めることは適当でないというふうな考へております。したがって、基本計画におきまして生ごみ等の分解性の高いものは焼却等の中間処理を行った後の残渣を入れる。言いかえますと、生ごみは入れないということを明記するようにセンターを指導したいと思つております。

○桑名義治君　そのためには、先ほど竹田委員からも質問が出ておりましたけれども、今度は焼却場をどうするかということがまた大きな問題になるわけですね。東京都の場合は約三〇%が生ごみであるというふうな言われているわけでございますが、それと同時に、川崎に行きましたらもうほとんど全部がとにかく焼却場で処理した残滓をこの最終処理場に持ってきている。ところがこれを処理するときに、その余熱を利用しながら地域暖房にも寄与しているし、あるいはまた温水プールにも寄与しているし、あるいはそこから発生する電気等については、直接その処理場の電気として

使用している。非常に効率的にもなりますし、こみという立場から見ました場合には非常な減量にもなるわけでございますが、そういうことから、これはまあ全国的に敷衍をきして、なお一層こみの焼却場を建設するということを強力に推進をしていくべきではなからうかと、こういうふうな思ひやうでございますが、その点はどういうふうにお考えでございますか。

○政府委員(山村勝美君)　御指摘のとおりでございます。減量化のための施設整備は精力的に進めていく必要があるというふうな考へております。五十五年度まで第四次の五カ年計画で整備をしてまいりましたが、五十六年度からにつきましては、第五次の五カ年計画で計画的に進めるといふような計画をしていくところでございます。

○桑名義治君　そうしますと、次に問題になるのがやはりさつき議論があつた汚泥の問題ですね。この汚泥の問題につきましては、過日の新聞に出ておりましたけれども、ヘドロを燃料に発電、汚泥百十トン処理、電気百二十キロワット、こういうふうに出ているわけですね。これは千葉県の我孫子市で完成をしたと、こういうふうな言われているわけでございますが、これは財団法人のクリーン・ジャパン・センターがこの問題に取り組みまして、そして成功をしたと、こういうふうな言われているわけでございます。そうしますと、これはもう省エネの立場から考えましても、あるいは公害という立場から考えましても非常に有効であらうというふうな思ひやうでございますが、この点については通産省あるいは厚生省はどのようにお考えになりますか。

○政府委員(山村勝美君)　先般、御指摘のように汚泥を固形燃料化しまして、それを燃焼してさらに熱利用をするというプラントが運転を開始したところでございます。確かに技術的には一つの成功をしたというところであります。資源化技術開発の一環として行われたことについて、厚生省としても注目をいたしておるところでございます。これからいろいろ運転をいたしまして、その実用

性なり経済性なり、あるいは技術の安定性なりというものを評価をした上で、それを見きわめた上で全国的に普及するかどうかということについて考えていきたいというふうに考えております。

○説明員(飯田善彦君) いま先生御指摘のプラントでございますが、これは先生の御指摘のように下水汚泥を脱水乾燥した上で焼却いたしましたので、その熱を利用して発電をするというようにプラントでございますが、これはおっしゃるようなクリーン・ジャパン・センターが我孫子市の協力を得て建設したものでございます。このプラントはつい先ほど五月二十五日に竣工したものでございますが、何しろ初めてのことでございまして、経済性ですとかあるいは機器の信頼性ですとか、こういうような点を確かめた上、その成果を踏まえましてプラントの普及に努めていきたいというふうに考えております。

○桑名義治君 いま部長さんからお話がございました。確かにこういった汚泥の処理について非常に有効的なプラントであろうというふうに考えるわけでございますが、通産省としては、後二年間の結果を見て、経済性やあるいはまたその結果というものを見ながら普及していくかどうかというところは考えるというふうにお考えでございまして、厚生大臣ね、これは二年の経過を見るというお話でございますが、成功した場合にはこれは十分経済性にもたえる、そしてまた完全な処理ができる、こういうふうな結果が出たとするならば、国として強力に、点として国の力でこれはやっぱり建設していくべきではなからうか、こういうふうにお話をお聞きしますが、その点の将来にわたるお話を御答弁をせよということとはちよつと無理かもしれませぬけれども、考え方として大臣の御意見を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) 廃棄物の有効処理につきましては、これから大変な問題でございまして、特にそれに関連する技術開発、その経済性、有効性、安全性等が確立されることは国にとりま

しても大変な利益になるわけでございます。したがって、いまのような技術が大丈夫であるというところが確認されれば、できるだけその普及を図ってまいりたいことは当然でございまして、自治団体に對してもやはり強力にこれを勧めてまいりたい、こういうことにならうかと思つております。厚生省といたしましても、有効な技術というものを国民経済の中に生かす意味で全力を挙げて努力してまいりたい、かように思つておるところでございます。

○桑名義治君 通産省ね、このプラントはどのくらいの価格でできたんですか。

○説明員(飯田善彦君) 三億四千万の設備投資でございます。

○桑名義治君 三億四千万と言へば市町村にとつてはこれは大変な負担になるわけでございまして、したがって、こういった問題については国が率先して国費を投じて全国的に点というところで建設をしていくのか、あるいは補助金という形でこの建設を促進していくのか、促進をする場合にもいろいろの方法があると思うので、建設しろ建設しただけでは、これは市町村のまた大きな負担になるわけでございまして、この点も十二分にひとつ推進をする上においては大臣としては考慮していただきたいことをお願いをしておきたいと思ひますが、どうでしょうか。

○国務大臣(村山達雄君) おっしゃる点はそのとおりであると思ひますが、まさにその点が経済性の問題につながるわけでございまして、十分その点を心得まして善処してまいりたいと思ひます。

○桑名義治君 それと同時に、いままでの議論の中で、資源の活用、その点からあるいはリサイクルの技術開発並びにごみの原料化を含めて、先ほども御答弁がございましたが、全国的にこの啓蒙運動を強力に推進する必要がある、こういうふうにお聞きしますが、実際に現時点でいわゆる資源の活用の点からリサイクル技術、どういふもの

が具体的に現在推進をされ、成功しているのか、あるいは今後の研究課題としてこういうことが研究をされている、この具体的な例を少しお示し願ひたいと思ひますが。

○説明員(鈴木和夫君) 通産省工業技術院においては、大型工業技術研究開発制度のもとで都市ごみを資源として有効利用する技術を開発するために、資源再生利用技術システムの研究開発を実施しております。本研究開発は昭和五十一年度から着手し、現在はパイロットプラントによる運転研究を実施しており、五十七年度中には研究開発を終了することになっております。

○桑名義治君 全然答弁してないです。どういふものがあるか具体的に話してもらいたいと言つてゐる。そして、現在研究しているものはこういうものを研究しているということをお示し願ひたいと質問しているんです。

○説明員(鈴木和夫君) 現在パイロットプラントの実証研究をいたしております。一つは横浜の金沢区に百トン・パー・デーのごみ処理能力を持つ実験プラントをつくつておりまして、一つはコンポスト、肥料、パルプ、それからガス、これは都市ガスに似たガスでございまして、それからメタンガス、こういうものを組みあつくるプラントをやつております。

それからもう一つは、東京の夢の島に二十二トン・パー・デーのごみ処理能力を持つ実験プラントをつくつておりまして、ここから油をとる研究をいたしております。

○桑名義治君 それぞれのプラントの結果はどういうふうな結果が出ておりますか。

○説明員(鈴木和夫君) この研究は五十七年度に終了する予定でございまして、まだいまその評価をしておる段階でございまして、まだはつきりしたことは申し上げられませぬ。

○桑名義治君 ああ、中間報告ぐらいできるはずなんです。もう作動しているんでしょ。だから現時点ではどうなんだということを、それを聞けばいいんですよ。最終的な話はわかっていま

すよ、さつき説明があったから。五十一年から研究して五十七年で終わります、こう言つたんだから。だからここで言いたいことは、ただ単に五十七年でこれが一切合財終わるといふその姿勢がいけないと言ふんです。さらに推進をしていくという方向が最も好ましい方向である、こういうふうにお聞きしてございまして、これは課長さんに言つても無理だと思ひますが、両大臣がおられましてから応援をしてもらひたい、御答弁は、中間報告をまずしてもらひたいわけですよ。あとこの問題については両大臣がおられるから応援してもらひたいと言つてゐるんです。

○説明員(鈴木和夫君) 実はこのプラントの建設費、運転費というものが従来のごみ処理施設に比べて高いというものでございまして、製品化されたものがある価格をもつて売れば、そうべらぼうな差ではなくある程度実用化にけるんではないかという期待を持っております。

○国務大臣(堀川正十郎君) このリサイクルングは、この桑名さんもちょうど商工委員やっておられたときにこの問題非常に熱心に取り組んでおられたんでよく御存じなんです。ですから、この経過は御存じのとおりにかかつて経済性にあると思ふんですが、現在パルプ、肥料、そういう関係は比較的採算的にも可能だと聞いておりますが、なお電気の面については若干の問題があるというところをわれわれは聞いております。しかしながら、これはもう政府全体として取り組まなきゃならぬ省エネルギーの問題でございまして、また、代替エネルギーの問題でもございまして、機会あるたびごとにわれわれはこの計画の推進を継続してやつていきたい。五十七年で終わりましたようにけれども、先ほど通産省の者が言つておりますように、それは計画としては終わるんでしょ、工業技術院等におきましては引き続きこれが一層の改良の方向で研究は継続されるようにわれわれとしても努力をしていきたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) ごみ処理の開発技術が進捗することは、やはり何と申ししましてもこれ

からの一番最大の将来的課題だと思っております。そういう意味におきまして、われわれの省でできることはもちろん、また閣内におきましてもそのことは十分進めてまいりたい、かように思っているわけでございます。

○桑名義治君 次の問題に進める前に一言通産省の方に申し上げておきますが、先日委員会で課長さんがお二人見えて、そして私の答弁に完全に詰まっちゃった、答弁ができなかった。だから、今回は完全に答弁ができるような部長さんクラスの方々に少なくともお願いしたい、こう私は申し上げておいたのです。そうしたらきょうもまた同じようなことを繰り返すわけです。非常に私は残念です。もしそういう態度を今後とも続けられるならば、私は委員会のたびごとに通産省を今後呼びますよ。もう少しやはり真剣にわれわれの意見を取り入れていただきたいと思うんですよ。この前も質問が中途半端になっている、答えができなくて、非常に残念です。帰って局長に言つていただきたい。私からも電話しておきます。

次の問題でございますが、最終処分場の跡地の売却については先ほどいろいろ議論が行われました。もし余剰金ができたとした場合、赤字になった場合はどうかという問題が残るわけですね。確かに補助金等は国の方から出資をしますけれども、しかし現実にお金を借りてそしてこのセンターをつくることについては、各地方自治体を中心になって金集めするわけです。投資をするわけです。この処理が終わった、さあ処分をします、してみたいけれども赤字になった、こういうことはなるべくないようにしたいとは思いますが、けれどもその場合の赤字の責任はどこにあるのか。ここら辺はどういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(吉村真事君) この用地の造成に対する需要が現在非常に根強くございまして、それが売却の段階で赤字が出るというふうなことは万々ないというふうに私も考えておるわけでございまして。しかし、万一結果的に赤字が出てしまっ

たような場合、これはそれほど多額のものではないと思いますが、これはやっぱり委託事務に關しましての赤字はそれぞれ委託した地方公共団体及び港湾管理者が分割して負担をするということとならざるを得ないと考えます。

○桑名義治君 この法律を積極的に推進していったのはこれは国であり、そうしてその出てきた最終的な結論で赤字になった場合はおまえたちが全部支払いをせよ、これはちょっと酷な気がするわけですね。だから、そこら辺ももう少しやっぱり明確にしておかなきゃいけないと思うんですよ。そのことを申し上げておきたいと思ひます。もう時間がないので次にいきますけれども、次に、民間の法人として「廃棄物資源化研究会」というのがあつたわけです。この法人は、廃棄物について全国の各自治体にごみの資源化の実施状況及び流通に關する調査をやつておるわけです。これはアンケート編でございますけれども、このアンケートが発表をされております。これは五月二十五日の朝日の新聞紙上にも掲載をされているわけでございまして、このアンケート調査における評価というものをどういうふうに通産省としてはお考えになっておられますか。

○説明員(飯田善彦君) 先生御指摘のレポートは、民間の有志の方々が一生懸命努力されましてまとめられたというふう聞いておりますが、内容を見ましたところ、地方自治体の廃棄物の再資源化への取り組みの状況ですとか、あるいは再資源化する際の課題点、それに対する政策的提言というふうな点につきまして言及されておまして、私どもといたしましては非常に高く評価いたしておるわけでございまして。今後われわれが廃棄物の再資源化対策を検討する上で、十分に参考にさせていただきますというふうにお考えになっております。

○桑名義治君 民間でさえもこういうふうな真剣に取り組んでいるわけですよ。資源化について通産省として、こういう全国的な自治体に調査したことありますか、どうですか。

○説明員(飯田善彦君) 通産省といたしましては、自治体に対する調査はいたしたことはございません。

○桑名義治君 そこに大きな差があるわけですね。民間でさえも調査している。公の通産省が調査をしないというところはおかしいと思ひます。そこに資源リサイクルの姿勢が私はうかがわれるのではないかと思ひます。この法人は非常に権威があると思ひます。早稲田大学の教授や環境庁の国立公害研究所の主任研究官とか、あるいは各地方自治体の環境システム研究部主任研究員とか、そういった方々がこうやってこの資源化について取り組んでいるわけですよ。これは国としてはもう少し積極的にそういう意味では私は取り組んでいく必要があるのではないかと、こういうふうに思ひます。このアンケートの中でうたわれているのは、全国の市以上の六百四十都市において調査をしておられるわけでございまして、金、銀、びん、ガラス、紙などを資源として回収しているのは三百二十八都市、五〇・七％、それから厚生省の三年前の調査では三四・二％、こういう数字が上がつておりますが、これは自治体としては取り組みが非常に飛躍的に前進をしているというところが私は一応言えるのではないかと、こういうふうに思ひます。

ところが、ここで問題があるわけですよ。どういう問題があるかと言いますと、いわゆる回収業者から問屋に行つて最終利用者、これはメーカーになるわけでございまして、この流通経路というもの自体が余りにも知らないということがこのアンケート調査によつて明らかになっているわけでありまして。それはどういうことになっているかといへば、たとえばスチール製のかんの流通経路を知つていた自治体はわずか五・六％、それからびんについては九％、こういうふうな非常に持つていき場所がない、こういうような結果が出てきているわけでありまして。そういう調査とそ

れからアンケート調査と、両方から出た結論としてこの団体が提言として言っているのは、資源化情報センターを設立する必要があるのではないかと。それから二番目に回収品の品質基準、規格の確立、三番目にメーカーと自治体のタイアップ、四番目に回収品の再利用のため技術開発を進めることと、この大きな柱としては四本提言がなされているわけでございまして、この点については、私は非常に重要な点であらう、こういうふうにおもひます。この点については、これは通産省の課長の答弁よりもひとつ厚生大臣の答弁を伺つて、私は時間が参りましたので終わりたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) ただいまの委員のお話、私も部内からも聞いておるわけでございまして、非常に高く評価しているわけでございまして。私たちも関係省庁と一緒にしまして、ただいまの四つの問題点を中心にして今後真剣に検討を進め、適切な対策を立ててまいりたいと、かように思つておるところでございます。

○委員長(黒柳明君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後五時三十六分散会

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国鉄運賃上げ反対等に関する請願(第三八七六号)
- 一、安全輸送確保に関する請願(第三九一九号)
- 一、重度戦傷病者及家族に対する国鉄等交通機関の乗車取扱い改善に関する請願(第三九七五号)

第三八七六号 昭和五十六年五月六日受理

国鉄運賃上げ反対等に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋二ノ一、〇八三

橋ビル内全国鉄動力車労働組合連

合会内 遠藤泰三外二百二十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二六二八号と同じである。

第三九一九号 昭和五十六年五月七日受理
安全輸送確保に関する請願
請願者 東京都板橋区前野町一ノ二〇ノ一
栗原光男外百三十三名
紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二七二四号と同じである。

第三九七五号 昭和五十六年五月七日受理
重度戦傷病者と家族に対する国鉄等交通機関の乗車取扱い改善に関する請願
請願者 佐賀県武雄市東川登町 川内寅松
紹介議員 福岡日出磨君

この請願の趣旨は、第三四六四号と同じである。

五月十八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者に対する運輸行政に関する請願
(第四〇〇七号)

一、気象業務の整備拡充に関する請願(第四〇八四号)

一、近江八幡駅はじめ全国国鉄駅舎の整備改築に関する請願(第四〇九一号)

一、測候所の夜間業務復活等に関する請願(第四〇九三三号)

一、気象業務の整備拡充に関する請願(第四〇九四四号)(第四一七号)

一、萩測候所の夜間業務復活等に関する請願(第四一二二二号)

一、羽幌測候所の夜間業務復活等に関する請願(第四一二三三号)

一、気象業務の整備拡充に関する請願(第四一四九号)(第四一五〇号)(第四一五三三号)

一、身体障害者に対する運輸行政に関する請願(第四一七〇号)

一、重度戦傷病者と家族に対する国鉄等交通機関の乗車取扱い改善に関する請願(第四二〇〇号)

一、むつ測候所の夜間業務復活等に関する請願(第四二〇一号)

一、気象業務の整備拡充に関する請願(第四二〇六号)

一、測候所の夜間業務復活等に関する請願(第四二〇七号)

第四〇〇七号 昭和五十六年五月八日受理
身体障害者に対する運輸行政に関する請願
請願者 横浜市戸塚区原宿町九五〇泉宮原
宿アパート内 長谷山号一外九名
紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一二三九号と同じである。

第四〇八四号 昭和五十六年五月八日受理
気象業務の整備拡充に関する請願
請願者 名古屋市中村区名楽町二ノ一七
林廣士外千四百五十五名
紹介議員 泰 豊君

この請願の趣旨は、第五一三三号と同じである。

第四〇九一号 昭和五十六年五月九日受理
近江八幡駅はじめ全国国鉄駅舎の整備改築に関する請願
請願者 川崎市川崎区渡田四ノ一ノ三
萩坂心一外九百九十九名
紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第四〇九三三号 昭和五十六年五月九日受理
測候所の夜間業務復活等に関する請願
請願者 鹿児島県大島郡泊町和泊五七八
ノ一和泊町農業協同組合長 速水
朝重外三百二十四名
紹介議員 安武 洋子君

国民本位の気象業務発展のため、次の事項について実現を図られた。

一、測候所の夜間業務を復活すること。
二、測候所に予報を行う権限をもとし、必要な人

員と設備の配置、資料の配信を行うこと。

三、地方気象台、指定地区測候所の予報官常駐体制を確立し、観測予報体制を抜本的に強化すること。

四、地震・津波業務体制を整備・強化すること。

五、火山観測・噴火予知体制を整備・強化すること。

六、航空気象の観測、予報体制を整備・強化すること。

七、海上気象、海洋観測業務を整備・強化すること。

八、長期予報業務を整備・強化すること。

九、すべての気象官署に気象衛星データの即時受信設備を置き、その運用体制を確立すること。

十、名瀬測候所を地方気象台に昇格させること。

また、気象通報所(一関、弘前、鷹巣、滝川)の業務内容を拡充し、測候所に格上げすること。

理由
昨年の冷夏による大被害に続き、今冬は「三八豪雪」に匹敵する大雪に見舞われ、各地で深刻な被害が広がっている。また気象に起因する海難事故も跡を絶たない。気象情報は、農林漁業・交通運輸・港湾・建設・観光・卸小売業などの地域産業や国民の日常生活に利用されており、それぞれの地域・分野に密着したきめ細かなサービスが求められている。ところが今、全国の測候所では、天気予報を作成する権限が奪われ、設備と人員も縮小され地域の特性にあつた気象サービスがほとんど行えない体制となつている。県内すべての天気

予報を地方気象台だけで行うこと自体無理なことであるが、その地方気象台の体制も極めて貧弱なため、まだ全国で十の県の地方気象台では予報官の常駐体制がない。また、地震業務に対して、観測・予知体制の強化や正確な情報提供が強く求められているにもかかわらず、十年前に制定された特定観測地域内の気象台や測候所ですら専任者は配置されておらず、気象観測や予報の片手間に地震業務を行つてゐるのが実態である。火山業務についても、気象庁で最も観測体制が整備されている桜島・阿蘇山・浅間山・三原山でさえ、まだ職員の時給監視体制がない。そして冷害など異常気象にかかわる長期予報の精度向上は、社会の強い要求であるが、地方の担当官署十箇所には札幌・仙台を除き一人の長期予報官も配置されておらず、長期予報の全国検討会議も隔年開催に縮小されている。このように国民の要望に十分に対応できない実態にありながら、気象庁は、その改善に逆行して、今年四月から全国で十四箇所の測候所の夜間閉鎖を行つてゐる。これは明らかに地域の気象サービスの打ち切り・縮小そのものであり到底認めすることはできない。

第四〇九四四号 昭和五十六年五月九日受理
気象業務の整備拡充に関する請願
請願者 愛媛県松山市西垣生町一、三四九
三原基史外百九十九名
紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五一三三号と同じである。

第四一二七号 昭和五十六年五月九日受理
気象業務の整備拡充に関する請願
請願者 滋賀県彦根市古沢町九四 村長義
雄外千七百三十五名
紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第五一三三号と同じである。

第四一二二二号 昭和五十六年五月十一日受理
萩測候所の夜間業務復活等に関する請願

請願者 山口県下関市吉母町三九七 藤田 尚文外二百九十七名

紹介議員 片岡 勝治君
一、萩測候所の夜間業務を復活すること。
二、萩測候所を整備・拡充し、地域の子報を行えるようにすること。

理由

一九八一年四月から、萩測候所の夜間閉鎖が行われた。測候所の気象情報は、当地方の農業・漁業・観光・レジャーなど地場産業に広く利用されており、また測候所は地域の気象サービスセンターとして親まれ住民にとつてもなくてはならない存在である。夜間閉鎖され無人となつたので、夜間の突風・雷・霧など異常気象監視に穴があき、天候・波浪・湿度などの問合せも不可能となつた。また地震の震度測定もできない。地域住民からも、災害対策としての情報提供に支障がないのかという不安の声も出ている。このように、萩測候所の夜間閉鎖は、地域の産業活動並びに住民の日常生活や防災対策にとつて極めて憂慮すべき問題であり、その影響は誠に大なるものがある。また、気象庁はかねてより萩測候所の全廃を検討しており、今回の夜間閉鎖が廃止への手始めの措置ではないかと危惧の念をもたざるを得ない。我々は、むしろ、萩測候所を整備・拡充を行い、測候所に予報を行う権限を回復させるべきであると考える。現に気象庁予報規程(運輸省告示)では当地域の子報区は萩測候所と明記されている。この規程を文字どおり生かし、地域の気象の特異性や産業の在り方に沿つた、気象サービスの向上に努めることが気象庁の責務である。

第四二二三号 昭和五十六年五月十一日受理
羽幌測候所の夜間業務復活等に関する請願

請願者 北海道苫前郡羽幌町南四ノ一 岩井 広和外五十一名

紹介議員 片岡 勝治君

一、羽幌測候所の夜間業務を復活すること。
二、羽幌測候所を整備・拡充し、地域の子報を行

えるようにすること。

理由

一九八一年四月から、羽幌測候所の夜間閉鎖が行われた。測候所の気象情報は、当地方の農業・漁業・観光・レジャーなど地場産業に広く利用されており、また測候所は地域の気象サービスセンターとして親まれ住民にとつてもなくてはならない存在である。夜間閉鎖され無人となつたので、夜間の突風・雷・霧など異常気象監視に穴があき、天候・波浪・湿度などの問合せも不可能となつた。また地震の震度測定もできない。地域住民からも、災害対策としての情報提供に支障がないのかという不安の声も出ている。このように、羽幌測候所の夜間閉鎖は、地域の産業活動並びに住民の日常生活や防災対策にとつて極めて憂慮すべき問題であり、その影響は誠に大なるものがある。また、気象庁はかねてより羽幌測候所の全廃を検討しており、今回の夜間閉鎖が廃止への手始めの措置ではないかと危惧の念をもたざるを得ない。我々は、むしろ、羽幌測候所を整備・拡充を行い、測候所に予報を行う権限を回復させるべきであると考える。現に気象庁予報規程(運輸省告示)では当地域の子報区は羽幌測候所と明記されている。この規程を文字どおり生かし、地域の気象の特異性や産業の在り方に沿つた、気象サービスの向上に努めることが気象庁の責務である。

第四一四九号 昭和五十六年五月十一日受理
気象業務の整備拡充に関する請願

請願者 静岡市曲金二ノ一五静岡地方気象台内全気象労組関東中部地方本部静岡分会内 中山正治外二百三十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第五一三号と同じである。

第四一五〇号 昭和五十六年五月十一日受理
気象業務の整備拡充に関する請願

請願者 鳥取市立川町二ノ四八六ノ一 磯田隆明外千四百三十九名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第五一三号と同じである。

第四一五三三号 昭和五十六年五月十一日受理
気象業務の整備拡充に関する請願

請願者 三重県尾鷲市南陽町六ノ三四全気象尾鷲測候所分會内 清水房郎外二百七十八名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五一三号と同じである。

第四一七〇号 昭和五十六年五月十一日受理
身体障害者に対する運輸行政に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹前 雄外十名

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二二三九号と同じである。

第四二〇〇号 昭和五十六年五月十一日受理
重度戦傷病者と家族に対する国鉄等交通機関の乗車取扱い改善に関する請願

請願者 東京都江東区北砂四ノ三ノ一四 落合英一郎

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第三四六四号と同じである。

第四二〇一〇号 昭和五十六年五月十一日受理
むつ測候所の夜間業務復活等に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町一ノ三ノ四 全気象労働組合内 野沢実外二百十六名

紹介議員 下田 京子君
一、むつ測候所の夜間業務を復活すること。
二、むつ測候所を整備・拡充し、地域の子報を行えるようにすること。

理由
気象庁は一九八一年四月一日から、むつ測候所

の夜間業務を打ち切つた。この問題については、むつ市議会をはじめ、地元の関係団体が、夜間業務の存続を要望してきたところであり、今回の気象庁の一方的な措置は誠に遺憾である。測候所の気象情報は、当地方の農業・漁業・観光・レジャーなど地場産業に広く利用されており、また測候所は地域の気象サービスセンターとして親まれ住民にとつてもなくてはならない存在である。夜間閉鎖され無人となつたことにより、夜間の突風・雷・霧など異常気象監視に穴があき、天候・波浪・湿度などの問い合わせも不可能となつた。また地震の震度測定もできない。このように、むつ測候所の夜間閉鎖は、地域の産業活動並びに住民の日常生活や防災対策にとつて極めて憂慮すべき問題である。また、気象庁はかねてよりむつ測候所の全廃を検討しており、今回の夜間閉鎖が廃止への手始めの措置ではないかと危惧の念をもたざるを得ない。我々は、むしろむつ測候所を整備・拡充を行い、測候所に予報を行う権限を回復させるべきであると考える。現に気象庁予報規程(運輸省告示)では、当地域の子報区はむつ測候所と明記されている。この規程を文字どおり生かし、地域の気象の特異性や産業の在り方に沿つた、気象サービスの向上に努めることが気象庁の責務である。

第四二〇六号 昭和五十六年五月十一日受理
気象業務の整備拡充に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町一ノ三ノ四 全気象労働組合 野沢実外七百五十三名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第五一三号と同じである。

第四二〇七号 昭和五十六年五月十一日受理
測候所の夜間業務復活等に関する請願

請願者 宮城県仙台市大和町一ノ一三ノ五 佐藤信外六百三十九名

二月二十七日、公布施行された。この法律には、国鉄の赤字解消の一環として地方交通線対策が盛り込まれ、政令によつて実施できるように規定されている。具体的には、(一)約四千キロメートルについては、徹底した内部合理化と特別増進運賃の段階的な設定を図ること。(二)約五千キロメートルについては、地方協議会との話し合いにより第三セクターによる運営、又はバスへの転換を図る。となつてゐる。つまり単なる収支上の理由だけから、利用者に負担増を強い、公共的な足を切り捨てようとするもので、地方住民の生活を無視したものといわざるを得ない。これまで政府は我が国における交通の在り方を整理せず、自動車偏重の野放し競争を許してきた。そのために公害、交通事故、エネルギー浪費が社会問題となり、国鉄が赤字とならざるを得ない状態に追い込まれた。各交通機関の役割を合理的に体系づけ、どの地域にあつても、安全で便利な公共交通サービスが、政府の責任において確保されるべきである。また、昭和三十九年以来、交通網の整備のため全国に鉄道を建設してきたが、今回の地方交通線切捨て政策は、現在工事を進めている二十二線の建設中止にもつながつてゐる。

第四三五九号 昭和五十六年五月十三日受理
地方交通線の確保に関する請願

請願者 横浜市戸塚区小菅ヶ谷町二、三八
一ノ九六 宮川貢外三万七千七百七十一名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第四三五八号と同じである。

第四三六〇号 昭和五十六年五月十三日受理
地方交通線の確保に関する請願(二通)

請願者 新潟県長岡市土合一ノ九ノ六 澤
畑務外九千九百九十九名

紹介議員 嶋山 篤君

この請願の趣旨は、第四三五八号と同じである。

第四三六一号 昭和五十六年五月十三日受理
地方交通線の確保に関する請願

請願者 埼玉県与野市中里二八〇ノCノ二
〇四 鈴木光雄外二万九名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第四三五八号と同じである。

第四三六二号 昭和五十六年五月十三日受理
地方交通線の確保に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市手広一三三ノ一五
六、伊達昭二外二万九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第四三五八号と同じである。

第四三七〇号 昭和五十六年五月十三日受理
気象業務の整備拡充に関する請願

請願者 京都府舞鶴市今田一、二〇二 久
保勝巳外七百三十五名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第五一三三号と同じである。

第四三七一号 昭和五十六年五月十三日受理
気象業務の整備拡充に関する請願

請願者 広島県福山市松永町二〇ノ一 内
海賢作外三百五十二名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第五一三三号と同じである。

第四三八八号 昭和五十六年五月十三日受理
伊良湖測候所の夜間業務復活等に関する請願

請願者 茨城県那珂郡山方町盛金二、三八
〇ノ三 高村剛外百十二名

紹介議員 青木 新次君
一、伊良湖測候所の夜間業務を復活すること。
二、伊良湖測候所を整備・拡充し、地域の子報を行えるようにすること。

理由 気象庁は一九八一年四月に伊良湖測候所の夜間閉鎖を行つた。測候所の気象情報は、当地方の農業・

漁業・観光・レジャーなど地場産業に広く利用されておられ、また測候所は地域の気象サービスセンターとして親まれ住民にとつてもなくてはならない存在である。夜間が閉鎖され無人となつたので、夜間の突風・雷・霧など異常気象監視に穴があき、夜間の天候・波浪・湿度などの問い合わせも不可能となつた。また地震の震度測定もできない。地域住民からも、災害対策としての情報提供に支障がないのかという不安の声も出ている。このように、伊良湖測候所の夜間閉鎖は、地域の産業活動並びに住民の日常生活や防災対策にとつて極めて憂慮すべき問題であり、その影響は誠に大なるものがある。また、気象庁はかねてより伊良湖測候所の全廃を検討しており、今回の夜間閉鎖が廃止への手始めの措置ではないかと危惧の念をもたざるを得ない。我々は、むしろ、伊良湖測候所の整備・拡充を行い、測候所に予報を行う権限を回復させるべきであると考えます。

第四三九〇号 昭和五十六年五月十三日受理
気象業務の整備拡充に関する請願(一通)

請願者 札幌市中央区北三条西二二三丁目
高橋敏彦外八百九十九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第五一三三号と同じである。

第四三九三三号 昭和五十六年五月十三日受理
多度津測候所の夜間業務復活等に関する請願

請願者 香川県高松市藤塚町三丁目 真鍋
四郎外二百六十名

紹介議員 目黒今朝次郎君
一、測候所の夜間業務を復活すること。
二、多度津測候所を整備・拡充し、地域の子報を行えるようにすること。

理由 気象庁は一九八一年四月から、多度津測候所の夜間閉鎖を行つた。測候所の気象情報は、当地方の農業・漁業・観光・レジャーなど地場産業に広く利用されており、また測候所は地域の気象サービス

センターとして親まれ住民にとつてもなくてはならない存在である。夜間閉鎖され無人となつたので、夜間の突風・雷・霧など異常気象監視に穴があき、夜間の天候・波浪・湿度などの問い合わせも不可能となつた。また地震の震度測定もできない。地域住民からも、災害対策としての情報提供に支障がないのかという不安の声も出ている。このように、多度津測候所の夜間閉鎖は、地域の産業活動並びに住民の日常生活や防災対策にとつて極めて憂慮すべき問題であり、その影響は誠に大なるものがある。また、気象庁はかねてより多度津測候所の全廃を検討しており、今回の夜間閉鎖が廃止への手始めの措置ではないかと危惧の念をもたざるを得ない。我々は、むしろ、多度津測候所の整備・拡充を行い、測候所に予報を行う権限を回復させるべきであると考えます。現に気象庁予報規程(運輸省告示)では当地域の予報区は多度津測候所と明記されている。この規程を文字どおり生かし、地域の気象の特殊性や産業の在り方に沿つた、気象サービスの向上に努めることこそが気象庁の責務である。

第四四〇六号 昭和五十六年五月十三日受理
国鉄地方線の育成に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四愛媛県
議会内 武内茂夫外一名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第四四四六号 昭和五十六年五月十三日受理
気象業務整備拡充に関する請願

請願者 福岡県直方市上新入広江 安川敬
外九百四十三名

紹介議員 目黒今朝次郎君
一、飯塚測候所を廃止しないこと。
二、測候所に予報を行う権限をもとし、必要な人員と設備の配置、資料の配信を行うこと。
三、地方気象台、指定地区測候所の予報官常駐体制を確立し、観測予報体制を本格的に強化する

理由 気象庁は一九八一年四月から、多度津測候所の夜間閉鎖を行つた。測候所の気象情報は、当地方の農業・漁業・観光・レジャーなど地場産業に広く利用されており、また測候所は地域の気象サービス

こと。

四、地震・津波業務体制を整備・強化すること。
当面防災対策強化地域、特定観測地域の官署には専任者を配置するとともに、気象庁本庁の専任者の増員、管区気象台専任者の複数配置を行うこと。

五、火山観測・噴火予知体制を整備・強化すること。
当面、精密観測及び普通観測の十七の火山については、職員の時常監視体制を確立すること。

六、航空気象の観測、予報体制を整備・強化すること。
当面、離島や地方空港の外部委託観測をやめ、気象庁職員による観測体制を確立すること。また、地方空港にも予報官を配置すること。

七、海上気象、海洋観測業務を整備・強化すること。
当面長風丸を大型新船に替船すること。

八、長期予報業務を整備・強化すること。当面担当官署に長期予報官を配置すること。

九、名瀬測候所を地方気象台に昇格させること。
また、気象通報所（一関、弘前、鷹巣、滝川）の業務内容を拡充し、測候所に格上げすること。

十、研究業務を整備・強化すること。

理由
台風・集中豪雨、地震・火山等による災害は、毎年多くの人命を奪い、多額の経済的損失を与えている。昨年の冷夏は、農作物をはじめ幅広い国民生活分野に大きな被害をもたらした。気象情報は、農林漁業・交通運輸、港湾・建設・観光・卸売業などの地域産業や国民の日常生活に利用されており、それぞれの地域・分野に密着したきめ細かなサービスが求められている。ところが今、全国の測候所では、天気予報を作成する権限が奪われ、設備と人員も縮小され地域の特性にあつた気象サービスがほとんど行えない体制となつてゐる。これは気象庁が昭和四十七年に定員削減計画達成のため、気象業務法に基づく諸規程を踏みにじつて、測候所が担当する地域の子報まで、遠く離れた地方気象台が行い、名前だけ測候所発表とすることにしたためである。県内すべての天気予報を地方

昭和五十六年六月十三日印刷

気象台だけで行うこと自体無理なことであるが、その地方気象台の体制も極めて貧弱である。また全国で十の県の地方気象台では予報官の常駐体制がない。また、地震業務は、観測・予知体制の強化や正確な情報提供が強く求められている。しかし、十年前に制定された特定観測地域内の気象台や測候所ですら専任者は配置されておらず、気象観測や予報の片手間に地震業務を行つてゐるのが実態である。火山業務も、気象庁で最も観測体制が整備されている桜島・阿蘇山・浅間山・三原山でも、まだ職員の常時監視体制がない。これらのほかにも気象庁は、航空気象、海上気象、海洋観測、地球磁気・電気観測、研究業務など地球物理現象いつさいに責任を負う日本唯一の官庁として重要な業務を行つてゐるが、そのほとんどが貧弱な体制であり、職員の犠牲的な善意に負つて業務を維持しているところが少なくない。

第四四四七号 昭和五十六年五月十三日受理
気象業務整備拡充に関する請願
請願者 福岡県田川郡川崎町上真崎 森元
万里子外千三百九十五名
紹介議員 桑名 義治君
この請願の趣旨は、第四四四六号と同じである。

第四四七四号 昭和五十六年五月十三日受理
気象業務の整備拡充に関する請願
請願者 石川県金沢市玉鉾二ノ一五〇 山
本典子外八百五十一名
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第五一三三号と同じである。

第四四七五号 昭和五十六年五月十三日受理
重度戦傷病者と家族に対する国鉄等交通機関の乗車取扱い改善に関する請願
請願者 静岡県八幡町一五ノ一 宮崎錠市
紹介議員 戸塚 進也君
この請願の趣旨は、第三四六四号と同じである。

昭和五十六年六月十五日発行

第四五六八号 昭和五十六年五月十三日受理
安全輸送確保に関する請願
請願者 千葉市稲毛海岸三ノ一ノ一〇三
似内修外二百二十二名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二七二四号と同じである。

第四五六九号 昭和五十六年五月十三日受理
地方交通線の確保に関する請願（一通）
請願者 新潟県新潟市日宝町三ノ一八 上
野博外二万五千九名
紹介議員 嶋山 篤君
この請願の趣旨は、第四三五八号と同じである。

第四五八六号 昭和五十六年五月十三日受理
地方交通線の確保に関する請願
請願者 横浜市戸塚区飯島町一、八七九ノ
九 青沼達外二万九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第四三五八号と同じである。

第四六二〇号 昭和五十六年五月十三日受理
重度戦傷病者と家族に対する国鉄等交通機関の乗車取扱い改善に関する請願
請願者 青森県北津軽郡板柳町野中 今丑
太郎
紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第三四六四号と同じである。

第四六二二号 昭和五十六年五月十三日受理
気象業務の整備拡充に関する請願
請願者 北海道紋別市港町六丁目紋別漁業
協同組合組合長 野村秀男外八百
八十六名
紹介議員 堀江 正夫君
この請願の趣旨は、第五一三三号と同じである。

第四六二二号 昭和五十六年五月十三日受理
むつ測候所の夜間業務復活等に関する請願

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

請願者 青森県弘前市新町七八 山内悠二
外六百九十三名
紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第四二〇一号と同じである。